

岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に
基づく平成25年度実績及び平成26年度計画
の評価結果報告書

平成26年9月29日

岩倉市行政経営プラン推進委員会

I はじめに

岩倉市では、平成27年度を目標年度とした「岩倉市行政経営プラン」及び「同行動計画」を、岩倉市行政経営プラン推進委員会（以下「当委員会」という。）の提言を取り入れながら、平成24年3月に策定した。

この「岩倉市行政経営プラン」においては、基本目標を「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」と定めるとともに、経営指標として「岩倉市の施策に対する市民満足度の向上」と「財政指標」を掲げ、4つの改革の柱とこの柱ごとに方向性を定めて、行政改革に取り組んできた。

このたび、当委員会は、昨年度に引き続き、岩倉市行政経営プラン及び同行動計画に基づく平成25年度実績と平成26年度計画について、平成26年8月20日・21日の2日間にわたり審議を行った。その評価及び提案を次のとおり取りまとめたので報告する。

II 総括

岩倉市行政経営プランの特徴は、全ての課が行政経営・行政改革の視点で課題を抽出し、その改善に取り組むことである。当委員会が昨年度までに指摘した事項については、何らかの形で取り組まれており、職員が行政改革を進めるための基本となるPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）のPDCAサイクルを意識して業務を遂行していると評価できる。

しかし、一方では、行動計画には、経費の削減や歳入の確保に結びつく項目はまだまだ少ない。それを示すように、行動計画に基づく財政効果額は、ふるさとといわくら応援寄附金についての収入が増加したにも関わらず、昨年度に比べて減少している。行政改革の基本は、効果的かつ効率的な行政を目指し、最少の経費で最大の効果を挙げることである。これからも、積極的な経費の削減、財源の確保につながる取組を行動計画に掲げることで、財政効果額の増に努めるべきである。

また、目標の定め方については、もう少し民間的な視点で定めた方がよいと感じた計画が多い。計画策定時点から状況が変化しているものについては、より精緻かつ具体的な目標に改めることも検討すべきである。

市には、さまざまな課題があるなかで、特に人口減少に対する取組に本腰を入れる時期に来ているのではないだろうか。岩倉市は名古屋駅から電車で10数分と交通の利便性が高く、生活都市として着実な発展を遂げてきた。このたび、岩倉市では、愛知県において、都市計画法の規定に基づく市街化調整区域での住宅等建築条件緩和条例が平成23年度から施行されたことに伴い、市街化調整区域の一部で市街化区域と同様に住宅などを建てられる仕組みを導入した。その結果、この仕組みを導入した地域においては一定数の住戸が建設され

ており、岩倉市に住みたいという潜在的な需要はまだまだ存在すると思われる。適切な人口規模を維持することはまちの活力向上につながるので、これからも市政に対する市民満足度を高めるとともに、住みやすいという岩倉市が持つまちの魅力を市内外に効果的に発信することにより人口増加につなげてほしい。

行政経営プランの計画期間は平成27年度までであり、計画期間は残すところ1年半となった。行政経営プランによるこれまでの取組を改めて点検し、未だに取り組みされていないもの、目標に比べて進捗が遅れている項目を把握し、行政経営プランの内容が達成できるよう全力を挙げるべきである。また、改めて、職員1人ひとりが、行政経営プランの基本目標である「将来にわたって自立でき、発展するまちづくり」を具体化するためにはどのようなことができるかをしっかりと考えてほしい。そして、平成27年度には、第4次岩倉市総合計画の見直しが予定されているとのことである。行政改革に終わりはない。行政経営プランが効率的な行政を進め、総合計画を下支えするという目的からも、行政経営プランの計画期間後の平成28年度以降を見越して、第4次総合計画の見直しに合わせて新たな行政改革に係る計画の策定準備を始めてほしい。

最後に、当委員会の委員は、本年度から3年間の任期が始まり、新しく6人の委員が加わった。新しい委員には無作為抽出により選出された委員も含まれており、今回、当委員会の委員を務めることが、市政に関心を持つきっかけになったという感想もあった。我々は、市の第三者機関として市民の視点でこれから3年間の市の取組を真摯に評価していきたいと考えているので、今回の委員会での議論ができるだけ市政に反映されることを期待したい。

Ⅲ 岩倉市行政経営プランにおける指標・目標値について

経営指標1 岩倉市の施策に対する市民の満足度

岩倉市では、市の施策に対する市民満足度を把握するために、平成24年度から毎年、無作為抽出による市民1,500人に対して市民満足度についての調査を行っていますが、平成26年度調査の結果は、市の施策に対する市民満足度平均得点が△0.02となり、平成25年度の調査の結果に比して0.03点下降し、平成24年度と同水準となった。点数が下がった要因を正確に把握することは難しいかもしれないが、これから次年度以降も得点が低下するようなことがあってはならないので、今回下降した施策については、市民の満足度が下がる要因がなかったかどうかを精査すべきである。そして、今後あらゆる機会を捉えて市民ニーズを的確に把握し、市民が満足していない施策を減らし、満足する施策を増やす取組に全力を傾注してもらいたい。

なお、市から提出された「市民満足度調査 調査結果報告書」においては校区別、住みやすさ別の施策ごとの満足度・重要度が示されているが、分析

がやや細かすぎるように感じる。また、調査に回答した方について女性や高年齢層が多いことから、性別ごと及び年齢ごとの分析を行ってもよいのではないか。そして、今回、調査票の回収率が6.0ポイント低下しているが、回答者数が少なくなれば統計的な精度が低下するので、平成25年度までの回収率を維持するよう努めてほしい。

経営指標 2 財政指標

財政指標として設定している3つの指標は、平成25年度決算見込み数値として、経常収支比率は84.3%（平成27年度決算での目標値は88.0%以下）、将来負担比率は33.3%（同100.0%以下）、実質公債費比率は6.1%（同11.0%以下）ですべて行政経営プランの目標値以内であり、財政指標は適正であるといえる。

一方で、平成26年度及び平成27年度の財政指標の見込によれば、実質公債費比率を除く財政指標の数字は、平成26年度以降悪化する見込みであるとのことである。これは、今後、小牧岩倉衛生組合の新焼却炉建設や新学校給食センターの建設を始め、生活保護、社会福祉等の社会保障経費の増によりさらなる財政負担が見込まれるためとのことであるが、財政の健全性を持続するためにはこれまで以上に細心の注意を払った適切な財政運営に心掛けるべきである。

IV 岩倉市行政経営プラン行動計画の平成25年度実績及び平成26年度計画について

取組項目ごとに別紙により当委員会の意見をまとめたので、参考にしてほしい。

岩倉市行政経営プラン推進委員会委員

委員長	岩崎 恭典	副委員長	赤堀 俊之
委員	野津 誠	委員	岩田 恒治
委員	五十嵐 学	委員	戸田 和子
委員	服部 智恵子	委員	碓 由美子
委員	堅田 友則	委員	小林 匠

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)	
						23	24	25	26	27									
1	質の高い行政サービスの推進	①行政サービスの向上	市ホームページの充実	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> 市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、申請書、届出書等の様式を掲載し、ダウンロードできるようにする。 	ホームページの持つ即時性や豊富な情報量、容易に市外からも情報にアクセスできるなどの特性を生かし、市民生活に役立つ市政情報を迅速かつ詳細に掲載することで市民の利便性を高められる。	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 ・平成24年度のアクセス数は141,310件(月平均11,775件)であった。 ・各種計画のパブリックコメントを掲載する等、あいち電子自治体申請システムを使用し迅速な意見収集に利用した。 ・トップページのトピックスで災害情報を掲載した。 ・ホームページのサーバーの更新を行った。 【実施効果】 ・ホームページの特性を生かし市政情報を迅速、詳細に掲載することにより市民に情報伝達をすることができた。 ・一定数のアクセスがあり市政情報の周知が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン向けのホームページの作成を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン向けのホームページの作成を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、迅速かつ詳細に掲載できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の実績(実施内容) ・平成25年度のアクセス数は159,507件(月平均13,292件)であった。 ・各種計画のパブリックコメントを掲載する等、あいち電子自治体申請システムを使用し迅速な意見収集に利用した。 ・広報いわくらの音声版を掲載した。 ・桜まつり、デマンド型乗合タクシーのパナーを作成した。 ・スマートフォン版について他市の状況を調査した。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの特性を生かし市政情報を迅速、詳細に掲載することにより市民に情報伝達をすることができた。 ・一定数のアクセスがあり市政情報の周知が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き市ホームページに掲載する情報を充実させるとともに、迅速かつ詳細に掲載できるようにする。 ・スマートフォン向けホームページについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> どのページがよく見られているか分析し、多くの人が必要としている情報が検索しやすくなるよう研究すること。 ・実施効果に、「迅速、詳細に掲載したとあるが、他市町と比べると更新頻度も低く情報量も少ない。実施効果は、もう少し明確な根拠を持って記述すべきである。 ・ホームページの重要性について、職員への注意喚起を促すこと。
					窓口サービスの向上	秘書課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 市民に親しまれるとともに分かりやすい説明ができるように接客研修等の充実を図る。 ・会計課窓口においては、納税者の窓口対応で必要となる基本的な市税等の知識、情報を共有化し、より一層、迅速な対応を心掛け正確な出納事務を行う。職員同士の情報共有化のため、平成24年度にマニュアルを作成し、平成25年度以降、新しい情報に更新していく。 	窓口での市民の満足度が高まる。	実施	実施	実施	実施	実施	<ul style="list-style-type: none"> 【実績】 ＜秘書課＞ ・窓口対応等での住民満足度を高めるための研修等を実施した。 ・市独自研修:コミュニケーション研修など5研修を実施し、74人が受講。 ・外部研修:接客指導者養成研修など5研修に派遣し、16人が受講。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを作成し、職員同士の情報共有化を促した。 【実施効果】 ＜秘書課＞ ・職員及びパート職員の意識改革、スキルアップ及びサービスの向上に繋がった。 ＜会計課＞ ・納税者の窓口対応で必要となる基本的な市税等の知識、情報を共有化でき、より一層、正確な出納事務を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 接客研修は行われているが、金融機関など民間の窓口対応に学ぶべき点が多いためではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> 接客研修については、引き続き民間の窓口対応のよいところを研究し、取り入れるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜秘書課＞ ・職員が市役所の各々の部署の業務について理解を深め、職員の接客能力向上及び来庁者の利便性の向上を図るため、「岩倉市役所コンシェルジュ研修」を若手職員を対象に実施する。その他、接客能力向上につながる研修の実施、研修機関への派遣を行う。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを更に充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜秘書課＞ ・窓口対応等での住民満足度を高めるため、市独自研修としてプレセッション研修など5研修を実施し、96人が受講し、また外部研修には接客指導者養成研修など5研修に職員を派遣し、29人が受講した。 ・市独自研修として、若手職員20人を対象に、新規で岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施した。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルを更に充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ＜秘書課＞ ・職員・嘱託職員及びパート職員の意識改革、スキルアップ及び市民サービスの向上に繋がった。 ・岩倉市役所コンシェルジュ研修を実施し、受講者の接客能力や職務に対する知識及び来庁者の利便性が向上した。 ＜会計課＞ ・会計窓口マニュアルの見直し等しながら、更に正確な出納事務を目指す。
2																			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
3		公文書目録のホームページ公開	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開していくための手段として、ホームページを活用した公文書目録の提供を実施する。 <年度ごとの取組内容> ・24年度・公文書管理法に準じた文書取扱事務に見直し(文書取扱規程等所要の規定の改正を含む) ・25年度・文書取扱事務に関する庁内研修の実施 ・26年度・各課に公文書目録の見直しを依頼し、整備を実施。 ・27年度 公文書目録のホームページ公開を実施。 	行政が保有している情報を迅速かつ効果的に公開することができるとともに、文書管理をさらに適正に行うことができる。	検討	検討	検討	検討	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勉強会を開催するまでに至らなかったものの、課内において文書管理の課題を検討した。 ・先進自治体の文書管理について研究した。 ・庁内で開発し、運用している文書管理支援システムについて、公文書目録の公開に向けて起案文書を同システムにより作成及び登録するシステムに改修し、運用を開始した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・起案文書の登録を行うことができるようになったことで、より正確な文書登録に向けて一歩進めることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市の文書取扱のルールを定めた文書取扱規程について、公文書管理法に準じた内容に見直すとともに、規定してある内容を適切に理解し、運用するよう各課への周知徹底を図る。 ・ボックスファイリングシステムの基本を徹底するために、巡回点検を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書取扱規程の見直しについては、課内で検討を進めた。 ・ボックスファイリングの巡回点検を26年2月に実施し、この結果を各課に周知した。 ・行政課の職員1名が外部機関が実施する文書管理に関する研修に参加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書取扱規程の改正には至らなかったが、課内の意識を統一することができた。 ・巡回点検を実施することにより、他課の職員に文書管理の状況を見られ評価されるという緊張感を与え、一部の課で自己流に管理していたボックスファイリングシステムについての基本を再認識させることができた。 ・文書管理に関する研修に参加することにより、文書管理業務全般について体系的に知識を身につけることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文書取扱規程に掲げられている担当課における文書取扱主任、ファイリングマネージャー、ファイリングクラークを選任し、これらの職の役目を確実に果たさせるように研修を行う。 ・現状に見合ったボックスファイリングシステムのマニュアルを整備するとともに、各課への巡回点検を引き続き行う。 ・公文書目録の公開に向け、課題と解決策を整理する。 ・文書管理支援システムにより起案文書を作成するよう各課に徹底を図る。 	
4		日曜市役所の実施日の拡大	市民窓口課	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜市役所を月3回開庁にしているが、住民サービスの観点から毎週日曜日の開庁にする。 	窓口を拡大することにより、市民サービスの向上が図られる。	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・8月から第2日曜日も実施し、以後は毎週日曜日午前8時30分～正午まで日曜市役所を実施した。年度間実施回数は47回、来庁者数は1,291人、証明発行件数は1,982通、延べ職員数は115人となった。 ・一日当たりの来庁者数は0.4人増加し、窓口での年間発行数の4.3%であった。 ・職員の休日出勤は基本的に平日への振替で処理したが、休日割増しの発生が平均単価換算で45千円であった。 ・3か月に1回、広報で周知した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜開庁日を増やしたことで年間の総来庁者数は増加した。第2日曜日だけは実施しないことが利用者に混乱を生じさせていたが、毎週開庁することで安定的な利用につながり、1日当たりの人数、発行数にも増加がみられた。 			<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、毎週日曜日午前中の開庁を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週日曜日(年末年始を除く)の午前8時30分から正午まで窓口サービスを実施した。 ・実施回数51回、来庁者1,858人、証明発行数2,985通であった。 ・一日当たりの平均来客数36人で前年度比9人の増加であった。 ・手数料は670,100円で前年度比185,650円の増加であった。 ・日曜窓口サービスを延べ128名の職員で実施した。 ・職員の休日出勤は原則として平日への振替休で処理したが、休日割増の発生が平均単価換算で60千円であった。 ・3か月に一回のペースで広報で周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜窓口サービスが広く市民に知られ、市民サービスの向上が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、毎週日曜日午前中(年末年始を除く)の窓口サービスを実施する。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
5		総合窓口の改善	市民窓口課	<p>・窓口における案内係の配置を検討するとともに、多機能発券機を市民が多数来庁する窓口を設置する。 ※1階フロアの保険医療、年金の窓口を設置する。(現在、転入・転出などの届出窓口のみ設置あり)</p>	<p>来庁者の要望に沿った窓口への誘導をすることにより、余計な時間をかけず、スムーズに手続きを行うことができる。窓口の市民に安心を与えることができる。</p>	<p>検討 実施 実施 実施 実施 (多機能発券機の設置)</p>	<p>【実績】 ・多機能の発券機(番号札発行機)に切り替えるとともに台数を2台に増やした。戸籍や住所の異動届出以外に保険医療、年金等でも利用できるようにした。 ・カウンターの窓口ごとの仕切り板(目隠し)を高くした。 ・窓口の手続き種類を色分けし、分かりやすい立看板を設置した。 ・番号札の利用法、来庁者の窓口誘導方法を整理した「職員誘導マニュアル」を策定した。 ・窓口案内としても貢献できるように職員による窓口案内研修を実施することとした。</p> <p>【実施効果】 ・番号札発行機の機能を充実することで、来庁者が受付名簿に記載する手間がなくなった。受付名簿の記載漏れによる受付漏れや待ち順の混乱が解消された。 ・カウンターの仕切りが高くなったことでプライバシーに配慮され、安心して手続きができるようになった。 ・窓口の種類を色分けし、分かりやすい立看板を設置することで、来庁者に分かりやすく案内できるようになった。</p>	<p>・今年度の若手職員による取組への評価にもよるが、岩倉市庁舎の規模で通年でのコンシェルジュとしての設置は必要ではないか。</p>	<p>・岩倉市として最適と思われるコンシェルジュのあり方について研究すること。</p>	<p>・6月～8月に職員研修として、若手職員による市役所コンシェルジュを実施する。 ・総合窓口に、通年でのコンシェルジュの設置を検討する。</p>	<p>・秘書課と連携して6月～8月に若手職員の接遇研修として市役所1階でコンシェルジュを実施した。 ・戸惑って来庁された人やキョロキョロと案内板を見ている人に積極的に声掛けをし手続先などを丁寧に案内し確実に担当課へ引き継いだ。</p>	<p>・声掛けした人が迷うことなく安心して手続などができた。 ・職員が市役所の各部署の業務について理解を深められ、職員の意識改革に繋がった。 ・来庁者からは、直接「職員が案内役をするほど暇なのか」、「よかった」などの感想を聞くことができコンシェルジュの必要性等を再検証する必要があると認識できた。 ・コンシェルジュは、繁忙期には必要だが、常時必要ではないことがわかった。</p>	<p>・来庁者の要望に沿った窓口の誘導でスムーズな手続きを行うことにより市民に安心を与えることから、来庁者への利便性を考えながら、職員接遇研修としてコンシェルジュを行い職員の意識改革やスキルアップの向上を図る。</p>	<p>・窓口の職員が来庁者に対して積極的に声がけし、案内する習慣を付けてほしい。</p>				
6		がん検診申込み方法の改善	健康課	<p>① ホームページの活用 ・申請書、申込書及び記入例等をダウンロードできるようにする。 ・検診申込み状況を効果的に公開していく。 ② 申込み方法の拡大 ・往復はがき等の申し込みを取り入れる。</p>	<p>・申込み情報の提供及び申込み方法の改善により受診者の利便性を高め市民サービスの向上を図る。 ・より多くの市民に受診していただくため、申込みの利便性を高めるとともに検診の情報を配信することにより申込みの機会を拡大し、申込者の増加を図る。</p>	<p>検討 検討 実施 実施 実施 受診率 受診率 受診率 30% 33% 35%</p>	<p>【実績】 ・他市町の資料収集を進めるとともに、岩倉病院が平日検診だけだったものを、土曜日検診の実施をお願いした。 ・電話での申込みの継続を実施し、ホームページを利用した申込み・検診状況の公開・往復はがきによる検診の申請を検討した。 ・がん検診の概略等を説明した「がん検診ガイド」の作成を検討した。 ・平成24年度の受付件数は6,157件となった。</p> <p>【実施効果】 ・平成25年度に向けて、岩倉病院での毎月第1土曜日午前中の検診の実施の了解を得た。 ・ホームページで検診申込書の書式を決定した。 ・往復はがきによる申込みを決定した。 ・がん検診の電話予約を、平成23年度は土・日の乳がん・子宮頸がん検診だけだったものを、平成24年度からは、平日の乳がん・子宮頸がん・胃がん検診にも拡大をした。 ・平成24年度のがん検診の受診率は、26.2%であった。</p>	<p>・がん検診の受診率についての上昇率を記入すること。 ・がん検診ガイドの周知方法について研究すること。</p>	<p>・がん検診の受診率の目標を掲げるとともに推移を示すこと。 ・がん検診ガイドの市民への周知を広げること。</p>	<p>・がん検診ガイドの配布、申込み様式をホームページに掲載、検診状況の公開、電話申込みの継続、往復はがきによる予約の実施。 ・岩倉病院の毎月第1土曜日午前中の検診を実施する。</p>	<p>・岩倉市がん検診ガイドを配布した。(公共施設・保健推進員・保健センターなど約800部) ・申込み様式をホームページに掲載、ダウンロードにより16件の申込みがあった。 ・検診状況をホームページで公開した。 ・往復はがきの申込みを開始し、利用者が11人いた。 ・25年度からは岩倉病院での乳がん検診(無料クーポン対象者)で土曜日の検診を月1回実施した。 ・25年度の電話受付件数は、371件。 ・25年度の受付件数は、5,903件。</p>	<p>・申込み様式のダウンロードが可能になり、検診会場での手続きがスムーズになった。 ・検診状況の公開により電話問い合わせが減少した。 ・往復はがきの申込みにより申込方法の選択肢は拡大されたが、返信(日程通知)後に電話で変更があるなど、利用効果は低い。 ・電話の申込み受付は3年目となり、利用者にとって申込みが容易になった。 ・土日検診の受診者に対する電話申込みの割合が40%を超え、利用拡大効果が現れた。 ・25年度のがん検診受診率は24.4%であった。</p>	<p>・ホームページからの申込み様式のダウンロードを継続して実施する。 ・往復はがき・電話申込みを継続して実施する。 ・引き続き、検診状況を公開する。 ・上記以外に、周知方法や実施体制の改善について別紙のとおり計画し、受診率向上を図る。</p>					

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
7		水道施設の耐震化	上下水道課	<p>・水道施設の耐震化計画については、平成23年度に策定する地域水道ビジョンの中で、水道施設の基本的な耐震計画を立てるが、特に、管路の具体的な耐震化計画については、平成24年度実施予定の管路耐震化計画策定業務の中で、布設年度から更新対象管路を選定し、重要度、優先度を考慮しながら、財政計画を踏まえた管路の耐震化計画を策定する。</p>	<p>・水道施設(建屋)の耐震化率 平成22年度 100% ・管路の耐震化率(実績) 平成21年度 9.2% 平成22年度 9.5%</p> <p>※平成22年度の愛知県 の平均 32.8% 平成22年度の全国 の平均 18.4%</p>	<p>検討 検討 実施 実施 実施</p>		<p>【実績】 ・「岩倉市水道ビジョン」の計画に沿って、管路耐震化計画を策定した。 ・管路の耐震化率(実績) 平成23年度 11.5% 平成24年度 11.5%</p> <p>【実施効果】 ・基幹管路を対象に、今後の管路耐震化計画の方針が決定できた。</p>	<p>・これまで建屋の耐震化を進めてきたこともあり、本市は耐震化が県平均よりも進んでいない。水道はライフラインの根幹をなすものなので、計画的に耐震化に取り組むこと。</p>	<p>・「岩倉市水道ビジョン」に基づき、計画的に管路耐震化に努めること。</p>	<p>・平成26年度の基幹管路耐震化工事に向け、実施設計を行う。</p>	<p>・平成24年度に策定した管路耐震化計画に基づいて、基幹管路の耐震化に向け、配水基幹管路布設替工事の実施設計を行った。</p>	<p>・管路耐震化計画に基づき、平成26年度の配水管の耐震化工事を実施するための詳細設計ができた。</p>	<p>・管路耐震化計画を基に、耐震化工事に着手し、計画的、効果的に耐震化事業を進めていく。</p>				
8		図書館における開館日の拡大	生涯学習課	<p>・現在、月曜日は休館しているが、夏休み期間中の月曜日や、ハッピーマンデー等月曜日の祝日の開館を行う。週休日をなくすための人的・予算的な問題点を検討し、将来的には毎日開館(年末年始、業務による休館を除く)を目指す。</p> <p>・今後の予定 平成24年度 夏休み期間中の月曜日開館 平成25年度 月曜祝日の開館 平成26年度～ 運営形態の検討</p>	<p>開館日を拡大することにより、市民サービスの向上を図る。</p>	<p>138千人 141千人 145千人 146千人 147千人</p>	<p>【実績】 ・夏休み期間中、月曜休館日(6日間)を開館することにより、特に図書を利用して調べ学習をする、児童・生徒の利便性が向上した。 ・児童コーナー書架の一部を低いものに取り替え、小さな子どもにも利用しやすくした。</p> <p>【実施効果】 ・夏休み期間中の月曜開館来館者は、前週平日の平均と比較すると次のとおりであった。 第1週は60.2%。 第2週は59.8%。 第3週は59.5%。 第4週は71.9%。 第5週は72.5%。 第6週は86.4%。 月曜開館が徐々に周知され、利用者が増加した。 ただし、年間入館者数は135千人と目標値を下回った。</p>	<p>・平成24年度は、夏休み中の開館を実施したにも関わらず入館者数が減少している。入館者数の減少の原因を探り、対策を講じること。これに合わせて一層の開館日の拡大について検討すること。</p>	<p>・入館者数の増加に努めること。これに合わせて一層の開館日の拡大について検討すること。</p>	<p>・月曜祝日の開館を実施する。(平成25年度は9日間)。 ・12月28日の開館を実施する。(従来は年末年始は12月28日から1月4日まで休館)</p>	<p>・夏休み期間中の月曜開館を実施し、来館者は前週平日の平均と比較すると次のとおりであった。 第1週: 75.6% 第2週: 35.1% 第3週: 66.4% 第4週: 72.6% 第5週: 75.3% 第6週: 69.7% ・月曜祝日は、9日間開館し、来館者は前土日の平均利用者数と比較すると次のとおりであった。 4月29日: 71.1% 5月6日: 102.6% 7月15日: 82.7% 9月16日: 53.1% 9月23日: 93.1% 10月14日: 87.3% 11月4日: 45.8% 12月23日: 75.4% 1月13日: 90.8% ・12月28日を閉館した。 12月中の冬休み期間平均利用者数と比較すると116.4%であった。</p>	<p>・夏休み期間中や月曜祝日開館等を開館することで図書を活用した学習をする、児童生徒の利便性が向上した。 ・読み聞かせボランティア養成講座を開催し、おはなしボランティアを養成する。 ・視覚障害者等への音訳図書の貸出しを行う。 ・図書館の効果的な運営方法を検討する</p>	<p>・図書館サービスの向上と入館者数増加のため赤ちゃんおはなし会を毎月第3火曜日にも開催する。 ・読み聞かせボランティア養成講座を開催し、おはなしボランティアを養成する。 ・視覚障害者等への音訳図書の貸出しを行う。 ・図書館の効果的な運営方法を検討する</p>					
9		ホームページによる監査結果の公開	監査委員事務局	<p>・現在、決算監査意見書をホームページにより公開しているが、さらに定期監査、行政監査などの監査結果をホームページにより公開していく。</p>	<p>監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られる。</p>	<p>検討 実施 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】 以下の監査結果について報告書等をホームページに掲載した。 ・決算審査意見書(平成22・23年度分) ・定期監査報告書(平成23・24年度分) ・工事監査報告書(平成23・24年度分) ・行政監査報告書(平成23年度分) ・職員措置請求の監査結果(住民監査請求結果報告書)(平成24年度分・2件)</p> <p>【実施効果】 ・監査結果を監査の種類ごとに公開することにより、行政の透明性、信頼性の向上が図られた。</p>			<p>・引き続き平成25年度の監査結果についても報告書等をホームページに掲載し、市民に対し積極的に監査に関する情報を提供していく。</p>	<p>・引き続き以下の監査結果報告書等をホームページに掲載した。 ・決算審査意見書(平成24年度分) ・定期監査報告書(平成25年度分) ・工事監査報告書(平成25年度分)</p>	<p>・監査結果を公開することにより、行政の透明性、信頼性が図られた。</p>	<p>・さらに定期監査、行政監査などの監査結果を公開していく。</p>					

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
10	② 民間活力の積極的活用	民間活力等の検討	企画財政課	<p>・行政の行う公共サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、市民との協働という視点で進める民間委託等の基本的な考え方については、平成20年度に「民間委託等検討ガイドライン」にまとめられたところであるが、時代背景や制度の変化も速く、常に、ブラッシュアップし、実践していく必要があるため、検討会議を設置し、適切に対応していくものとする。</p> <p><年度ごとの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年度 検討 平成24年度 検討会議設置 	<p>民間の活力やノウハウを行政運営に生かすことができ、行政には発想しにくいサービスが展開できる可能性がある。また、協働という市民力が行政、自治に加われれば、まちづくりという側面においても魅力的なまちになっていく。検討会議を設置することにより、それらのことを全庁的な共通認識とし、検討することができる。</p>	検討	検討	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託等検討委員会の組織について検討したが、設置には至らなかった。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間委託等検討委員会の設置に向けて準備をすることができた。 			<p>・公共施設等の民間委託については、これまで検討委員会を設置し、検討を重ね、可能なものについては民間委託等を実施して、一定の整理がなされている。しかしながら、行政サービスや公共のあり方も変化しており、現行の事務事業等検討委員会(設置要綱)を廃止し、新たな組織を設置する。</p> <p>検討対象事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)平成20年度に作成した「岩倉市民間委託等ガイドライン」の見直し(モニタリング制度(生涯学習センターの指定管理者に係るモニタリングの手法を参考)等)</p> <p>(2)これまで行政が行ってきた事務事業に対し、NPOや民間事業者などからの提案に基づく分担の見直しの制度等</p>	<p>・事務事業を執行するに当たり、そのあり方を協働という視点で検討するため、新たに「協働のあり方検討委員会」を市職員10人で構成し会議を開催した。</p>	<p>・委員会において、既存の民間委託等検討ガイドラインの考え方を整理、協働のあり方、新しい公共について検討することができた。</p>	<p>・平成26年度は、引き続き、委員会による検討を重ね、市民参加の役割を持ちながら、ガイドラインの見直し、協働のあり方を検討していく。</p>	<p>・取組が遅く感じる。委員会の中でその理由は示されたが、本年度以降、取組むべき内容を具体的かつ明確に掲げて進めてほしい。</p>
11	市民プラザの民間活力の導入	行政課・企画財政課	<p>・現在市民活動団体(市内NPO法人)により管理を委託している市民プラザについて、さらなる民間活力を導入し、より質の高い運営管理をめざす。</p> <p><年度ごとの取組内容></p> <p>24年度～27年度 市民プラザの民間活力導入についてどのような形がふさわしいのかを検討する。続いて、現在委託しているNPO法人について、市民プラザの管理運営を行う能力を有するか検討する。また、公募をすることも想定し、公募に関する基準作りを進めながら27年度までに結論を出す。</p>	<p>民間活力を導入することにより、民間の活力やノウハウを生かして、良質で効率的な行政運営を推進するとともに、市民との協働という視点で市民プラザの運営を進めることができる。</p>	検討	検討	検討	検討	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> これまでと同様に、市内NPO法人に市民活動支援センターの運営及び市民プラザの施設管理を委託した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度からは、市民活動支援センターの運営と市民プラザの管理の委託先をプロポーザルにより選定することを決定した。 	<p>・平成25年度中にプロポーザルを実施することだが、それに先立ち、市民プラザをどのような形態の運営とするのか、指定管理者も含めて検討するとともに、市の考えを明確しておくこと。</p>	<p>・市民活動の支援という目的の達成に向け、市民プラザの運営について十分検討すること。</p>	<p>・平成26年度のプロポーザルの方法を検討するとともに他課や先進市の取組を研究する。</p>	<p>・市民プラザの受付等と市民活動支援センター運営という2つの事業について、検討した結果、指定管理者制度を導入するのではなく、今後3年間を直営で業務委託という形で公募によるプロポーザルを実施し、平成26年度からの委託先を決定した。</p>	<p>・公募によるプロポーザルを行い、公平に適正な業務委託先を選定することができた。</p>	<p>・平成26年度は、より質の高い運営を行うため、委託先と課題等を共有し、課題解決の方策を検討していく。</p>		
12	民間委託等の導入に伴うモニタリングの仕組みと基準等の整理	行政課	<p>・行政の行う公共サービスに民間の活力やノウハウを生かし、良質で効率的な行政運営を推進し、又は協働という視点で進める民間委託等を行った後の評価を行うモニタリングについての市の統一的な仕組みと基準等について整理を行い、必要な条例等の制定や改正を行う。</p>	<p>モニタリングの仕組みと基準等の整理を行うことにより、適切な民間活力の導入のあり方を判断することができ、市民サービスの拡大と効率的な施設管理が促進される。</p>	検討	検討	検討	検討	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者を導入している施設においては、施設ごとのモニタリングを行い、効率的な行政運営を進めた。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市の統一的な仕組みとしてのモニタリングについては、基準等の整理を行うことができなかった。 			<p>・平成25年度から新たに再編・整備する民間委託等検討委員会において、モニタリングの仕組みと基準等の整理を推進していく。</p>	<p>・平成25年度にこれまでの民間委託等検討委員会を再編・整備して組織した協働のあり方検討委員会を開催したが、モニタリングの仕組みの基準等の整理についての検討に至らなかった。</p>	<p>・モニタリングの仕組みの整備は協働のあり方検討委員会において検討することとしていたが、行政課において指定管理者のモニタリングについての基準づくりを進めることとした。</p>	<p>・行政課において、モニタリングの仕組みを含めた指定管理者の指定に関するマニュアル策定の検討を行う。</p>		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
13		総合体育文化センターへの民間活力の導入	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度から受付等業務を民間に委託することにより、月曜日開館やトレーニング室にトレーナーを配置してきたが、さらなる民間活力を導入し、より質の高いスポーツ施設を目指す。 ＜年度ごとの取組内容＞ 平成24年度 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の改正 平成25年度 一般公募、選定手続き及び決定 平成26年度 実施 	<p>現行の部分委託を一步進めることで、施設管理・運営も含めて、より効果的・効率的な運営が見込まれる。</p>	検討	検討	検討	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合体育文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正を行い指定管理業務ができることとなった。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者制度を導入することにより、施設修繕などに対し迅速な対応が可能となるとともに、民間活力を利用したスポーツ教室等の開催などができるようになった。 			<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から指定管理を実施するため、業者選定を行っていく。 閉館日を「1月1日から4日まで」を「1月1日から3日まで」に変更し、閉館日数を増やす。 	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の一般公募を行い、選定手続き及び業者を決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募によるプロポーザルを行ったことにより、適正な指定管理者を選定することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	
14		生涯学習センター指定管理者のモニタリングの活用	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理事業の実績報告や施設利用者等市民の意見をもとに、指定管理者の客観的な評価(モニタリング)を定期的に行う。これを活用して指定管理者の業務改善や選定を行っていく。 	<p>指定管理業務の改善により市民サービスが向上する。</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	実施	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取組をした。(モニタリング評価) <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることができた。 			<ul style="list-style-type: none"> 昨年度に引き続き、モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理運営事業の実績報告や指定管理者及び行政による評価をもとに、市民等からなる生涯学習センター運営協議会を開催し意見を求めた。管理運営業務の評価に当たっては、業務全般を評価項目として細分化し、問題箇所が分かりやすくなるよう努めた。それにより得られた客観的意見を活用し、指定管理者の業務改善につなげる取り組みをした。(モニタリング評価) こうした取り組みを行った結果、初年度の平成23年度と比較して平成25年度は部屋の利用率が60.6%(+5.1ポイント)、利用人数は121,491人(+6,938人)へと増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習センター運営協議会において多くの市民等の意見を集めることができ、今後の生涯学習センターの管理運営の質を上げるための課題とすることが出来た。 	<ul style="list-style-type: none"> 前年度に引き続き、モニタリングの評価項目や評価方法を精査することで、指定管理者による管理運営の質を高め、市民サービスの向上と管理運営経費の節減を目指す。 	
15	③ 環境に配慮した行政施策の推進	環境基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市における環境の保全及び創造に関する施策を、市民・事業者・行政の連携のもとで総合的かつ計画的に推進するための指針となるものとして、環境基本計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	<p>環境への負荷が少ない循環型社会の形成を推進し、自然と調和した生活環境の構築を実現するための施策の方向性を示すことができる。</p>	策定	策定	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画策定委員会において、計画案を作成し、パブリックコメント、岩倉市環境審議会への諮問及び答申を受け、年度末に計画を策定した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・市の協働により、計画を策定することができた。 計画を策定することで、循環型社会の形成を進め、また自然と調和した生活環境を築き上げていくために必要な取組の指針とするものができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗状況の確認等の方法、体制を確実に整備しておくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画の進捗状況の確認等の方法、体制を確実に整備しておくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき施策を実行していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基本計画に、より重点的に進めていくものとして掲げているリーディング事業の試行に取り組んだ。 計画の初年度であり、決算状況がまとまる次年度以降に、進捗状況の把握、環境審議会への報告など計画管理に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> リーディング事業の試行にとどまらず、計画全体の進行管理に、関係各課が横断的に連絡調整する会議の設置を検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に位置づけられた事業の進捗状況を定期的に確認する仕組みを構築し、計画を実効性あるものにしていく。 リーディング事業「いわくらクールアースプロジェクト」の第1ステップである「住宅用太陽光発電システム設置費補助事業」の事業効果追跡調査を実施する。 太陽光発電屋根貸し事業を実施する。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
16		第3次五條川自然再生整備等基本計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成7年に策定された第2次五條川自然再生整備等基本計画の計画期間が、平成22年度で終了したことを受け、第3次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市環境審議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 五條川の自然環境を保全し、自然と共生した川づくり、市民が親しみやすい水辺環境の整備を推進することができる。 	<p>→</p> <p>検討 策定 策定 実施 実施</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 五條川自然再生整備等基本計画策定委員会を設置し、策定業務に当たった。平成24年度から2か年での策定で、24年度は、計画策定に向け必要となる基礎的データを把握するため、現行計画の進捗状況の評価、活動団体のヒアリングを行うなど課題の整理を行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定委員会を設置することで、市民団体等や河川管理者である愛知県と連携を取りながら策定作業を進めることができた。 				<ul style="list-style-type: none"> 計画素案を作成し、パブリックコメントを実施した後に計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 五條川自然再生整備等基本計画策定委員会において、五條川に關係する団体等との意見交換を行い、計画案を作成し、パブリックコメントを実施し、環境審議会承認を受け、計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民団体等や愛知県との連携により、計画を策定することができた。 計画を策定することで、自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した地域づくりや、市民参加の充実などを行うために必要な五條川整備の指針とするものができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 五條川に関する取組みの調整を図り、計画の進行管理を適切に行っていく組織として「(仮称)五條川自然再生推進会議」の設立に努める。 				
17		第2次地球温暖化対策実行計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に平成24年度を目標年度として地球温暖化対策実行計画が策定されて推進してきたが、その検証結果等を踏まえ平成25年度に第2次計画を策定する。 計画策定後は、岩倉市地球温暖化対策推進委員会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 市役所が地球温暖化防止のための総合的な施策をまとめ、率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができる。 	<p>→</p> <p>検討 検討 策定 実施 実施</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行計画を推進しており、地球温暖化対策推進委員会を開催し、進捗状況の報告、検証等を行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所が率先して行動することにより、地球温暖化防止に寄与することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の達成状況がどのようになったのか、報告すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の達成状況がどのようになったのか、推進委員会へ報告すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 現行計画の検証を実施する。 検証結果を踏まえ、第2次計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策推進委員会において、第1次計画の検証を行った。 第1次計画においては、一事業所として各種節電対策や地球温暖化防止対策に取り組んだ結果、温室効果ガス排出量の削減率として、目標値4%を上回る7.2%を達成した。 第1次計画の結果を踏まえ、第2次計画を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 第2次計画では平成24年度を基準年度として平成29年度までに温室効果ガス排出量の5%削減を目標とすることができた。 市役所が率先して行動することにより市民及び事業者の模範となり地球温暖化防止に寄与することができるができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の環境推進員により、温室効果ガス排出量削減の取組みを進め、併せて計画の進行管理を行う。 					
18		第4次一般廃棄物処理計画の策定・推進	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年に策定された第3次一般廃棄物処理計画の計画期間が、平成24年度で終了することを受け、第4次計画を策定するもの。 計画策定後は、岩倉市廃棄物減量等推進協議会において進捗状況等を報告し、検証等を行いながら推進していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市におけるごみ及び資源の発生抑制並びに発生から最終処分に至るまでの適正なごみ及び資源の処理のあり方を明らかにすることにより、環境への負荷をできるだけ少なくした省資源・省エネルギー・資源循環型のまちづくりを市民・事業者と協働して推進することができる。 	<p>→</p> <p>検討 策定 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本計画(平成25~30年度)、推進計画(平成25~27年度)、実施計画(平成25年度)からなる第4次一般廃棄物処理計画の案を、基本計画については環境審議会の審議を受け、推進計画と実施計画については岩倉市廃棄物減量等推進協議会の協議を受け、策定した。 平成25年3月15日号広報において、平成23年度のごみ処理に要した費用について周知した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度を開始年度とする、第4次の計画を策定することができた。 また、前計画に基づく施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は、前年度と比較して197トン(約2.3%)の減量となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 小牧市に比べ、岩倉市では1人あたりのごみ排出量が多い。排出の方法に違いがあるため単純に比較できないものの、小牧市と同程度の排出量とするよう努力してほしい。 新しい処理施設の稼働することも踏まえて、ごみの削減について市民への訴え方の工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 第4次一般廃棄物処理計画に定めるごみの減量目標の達成に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき施策を実行していく。 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において計画の進捗状況等を報告し、検証等を行いながら計画を進めていく。 ごみ処理に要する費用について、市民に分かりやすく周知する方法を研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において、計画の進捗状況(ごみ収集量と資源回収量の状況)を報告し、また平成26年度実施計画の協議を受け、同計画を策定した。 平成25年12月15日号広報において、平成24年度のごみ処理に要した費用について周知した。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき施策の推進によりごみ減量が進み、本市のごみ収集量は、8,365トンと前年度と比較して85トン(約1.0%)の減量となった。 第4次一般廃棄物処理計画で見込んだ計画値8,318トンを達成することはできなかったが、収集量は減少傾向にあることから、市民のごみ減量に対する意識については定着してきていると考えられる。 ごみ処理費用に要する経費は、市民一人当たりの処理費では968円の減となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 計画に基づき施策を実行していく。 岩倉市廃棄物減量等推進協議会において計画の進捗状況等を報告し、検証等を行いながら計画を進めていく。 ごみ処理に要する費用について、引き続き市民に周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ処理方式の変更に伴いごみ収集袋の仕様の変更を検討しているとのことだが、ガス化溶融炉は何でも燃やせるが、市民の分別の意識が後退しないように留意する必要がある。 				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
19		環境に関する調査結果の公表	環境保全課	<p>・毎年、五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音及び振動測定を実施し、広報で調査結果を公表しているが、さらにホームページにより公表していく。</p>	<p>広報だけでなく、広く周知をすることにより市民サービスの向上を図るだけでなく、環境に対する関心を高めることができる。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・広く周知をすることにより市民サービスの向上を図ることができた。</p>			<p>・ホームページでの公表について、より市民にわかりやすい見せ方の研究をする。</p> <p>・市民の関心の高いPM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県のホームページをリンクさせ直接確認できるようにする。</p>	<p>・五条川の水質調査、航空機騒音測定、自動車騒音測定、自動車振動測定の調査結果をホームページにおいて公表した。</p> <p>・市ホームページのトップページにバナーを設けることにより、PM2.5に関する情報提供について、市のホームページと愛知県のホームページをリンクさせ直接確認できるようにした。</p>	<p>・市のホームページからPM2.5に関する情報を確認することができるようになり、市民サービスの向上を図ることができた。</p>	<p>・岩倉市ほっと情報メールに「PM2.5注意喚起情報」と「光化学スモッグ注意報及び警報」の配信情報を追加し、利用者が確認できるようにする。</p>	
20	④ 事務事業の見直しと再編	施策評価の導入	企画財政課	<p>・行政評価の評価方法を従来の事務事業評価(試行)から、総合計画の進行管理をし各施策の着実な推進を図るため、施策評価に移行し導入する。総合計画の単施策(147施策)ごとに施策の評価を実施する。</p> <p><年度ごとの取組></p> <p>平成23年度</p> <p>・行政評価全体に関する施策評価導入前アンケート実施</p> <p>・これまでの事務事業評価及びアンケート結果を踏まえた施策評価のスキームの確立</p> <p>・施策評価制度の構築、施策評価シートの作成、施策評価マニュアル作成</p> <p>平成24年度</p> <p>・施策評価の実施</p> <p>・施策評価結果のホームページでの公表</p> <p>・導入後アンケートの実施</p> <p>・外部評価のあり方についての検討</p> <p>平成25～27年度</p> <p>・施策評価の実施</p> <p>・施策評価結果のホームページでの公表</p> <p>・庁内アンケートの実施</p>	<p>これまでの事務事業評価は、実施計画事業を対象とする一部の事業についての評価であった。施策評価は、施策の観点から主要な事業を点検し、事業の過不足や類似事業の見直しなどについて、事業横断的な議論を促すことができる。また、総合計画の進行管理に活用することにより、全庁的な目標を持って施策の推進のための改善改革の取組を実施していくことができる。また、施策評価結果を公表することにより、透明性の高い市政運営の実現に向けて、市民に説明責任を果たすことができる。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・平成24年5月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施した。</p> <p>・平成24年1月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告した。</p> <p>・平成25年2月に、導入後アンケートを実施し、平成24年度施策評価シートの提出を依頼した。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・単施策ごとに施策評価を実施することにより、施策の観点から事業の効果や必要性を確認することができた。</p> <p>・総合計画の進行管理として、施策の推進状況及び目標指標の達成度を確認することができた。</p> <p>・施策推進のために必要な取組について、検討することができた。</p>			<p>・平成25年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施する。</p> <p>・平成25年9月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告するとともに、市ホームページで公表する。</p> <p>・平成26年2月に平成25年度施策評価シートの提出を依頼する。</p> <p>・外部評価のあり方について検討する。</p>	<p>・平成25年4月に担当課ごとに作成した施策評価のヒアリングを実施した。</p> <p>・平成25年9月に、内部調整を経て評価結果を確定し、議会へ報告するとともに、市ホームページ上に公表した。</p> <p>・平成26年2月に一部様式を変更し、平成25年度施策評価シートの提出を依頼した。</p> <p>・外部評価のあり方について、他市町状況等について研究を行った。</p>	<p>・施策評価を導入後、2年目にして市ホームページ上に公表することができた。</p> <p>また、総合計画の進行管理として、施策の推進状況及び目標指標の達成度を確認することができるようになり、施策評価の効果が上がった。</p>	<p>・評価シートの事務事業の事業種類に協働を追加したこともあり、その視点も加え評価していく。平成26年度は総合計画の見直しに着手する予定であり、その過程において、施策評価結果を反映していく。また、外部評価の実効性等についても検討を進めていく。</p>	
21		保存文書のデジタル化	行政課	<p>・保存文書のデジタル化に向け検討を行うとともに、電子決裁の導入についても検討を行う。</p>	<p>効果的・効率的な行政運営を行うことができる。</p>	検討	検討	検討	検討	実施	<p>【実績】</p> <p>・保存文書のデジタル化を含めた文書管理の見直しについて、課内で検討を行った。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・文書管理の一環として、起案文書の登録を行うことができるようにした。</p>			<p>・引き続き、保存文書のデジタル化を含めた文書管理の見直しについて、検討を行う。</p> <p>・保存文書のデジタル化に関して先進自治体の調査を行う。</p>	<p>・文書管理の見直しは検討したが、デジタル化については検討に至らなかった。</p>	<p>・巡回点検を実施することにより、起案文書の登録の重要性について認識してもらうことができた。</p>	<p>・文書管理システムによる起案文書の作成及び登録についての機能を充実させる。</p> <p>・引き続き他市町のデジタル化及び電子決裁に関する取組を研究する。</p>	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
22		道路・水路台帳デジタル化	都市整備課	<p>・道路・水路台帳の閲覧等情報提供を迅速に行えるようデジタル化を図る。従来の情報に加え認定等の告示に関する情報や占用の状況、道路改修の履歴等確認できるようにする。</p>	<p>紙ベースで各々に保存されている道路・水路に関する様々な情報をデジタル化することにより、情報を一元化し、窓口での対応などにおける事務の効率化の向上が図れる。また、改修履歴等の情報管理が容易になることで長期的な道路水路の維持管理計画に活用できる。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・道路台帳：平成24年度と平成25年度の継続費により道路台帳デジタル化業務を発注した。</p> <p>・水路台帳：平成23年度に実施した水路の現況調査結果を基に、GIS等への水路に関する基礎情報の入力作業を始めた。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・道路台帳：委託業務発注により平成26年度からの運用が確実となった。</p> <p>・水路台帳：平成24年度にGISへの入力が終わった地域については、パソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。また、事務が迅速化されたことで、窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上にもつながった。</p>			<p>・道路台帳：委託業務を完了させることにより、平成26年度からの運用を目指す。</p> <p>・水路台帳：引き続きGISへの水路に関する基礎情報と、加えて水路への占用物件などの諸情報の入力作業を行い、事務の効率化を促進する。</p>	<p>・道路台帳及び水路台帳を完成し、システムの運用が可能となった。</p>	<p>・道路台帳は、今まで路線網図により路線番号を確認し、その番号により紙ベースの台帳により幅員等の確認を行っていたものが、パソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。</p> <p>・水路台帳は、市内全域でパソコンでの確認が可能となり、事務の効率化が図れた。</p> <p>・両台帳の事務が迅速化されたことで、窓口での待ち時間の短縮など市民サービスの向上にもつながった。</p>	<p>・前年度の占用物件、工事・修繕箇所を迅速に入力し、適正な運用を行う。</p>	
23		監査結果のデータベース化	監査委員事務局	<p>・監査で指摘・注意等された事項と対応状況をまとめた「監査カルテ」を作成して、全課と監査委員事務局で情報を共有する。</p>	<p>・監査で指摘や注意などをした事項がどのように対応されたかを確認し、業務リスクの所在を明確にすることにより、監査事務の効率化が図られる。</p> <p>・担当課においては、問題点を課内で共有することにより、同じ指摘等がなくなる。また、担当者が変わった際にもリスクを未然に防ぐことができる。</p> <p>・他課の受けた指摘等を知ることにより担当する業務の参考とし、事務の質を高めることができる。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>平成24年度当初に平成23年度末現在の監査カルテを、また、平成24年度末現在のカルテをグループウェアで公開した。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・年間を通じ、まだ同じ注意・指摘がなされることがある。監査カルテの作成も2年目となり周知はされてきているが、まだ十分活用されているとは言えない状況である。</p>	<p>・監査の職務は、市全体の事務を底上げできるという意味で重要である。これからも、きちんと指摘して、人財育成及び文書事務の徹底に生かしてほしい。</p> <p>・監査カルテを十分に生かし、積極的に活用すること。</p>	<p>・監査カルテを十分に活用し、以前に受けた指摘を再び受けることがなくなるような仕組みを整えること。</p>	<p>・監査カルテにデータが蓄積されてきたので、注意・指摘事項の傾向を分析し、その結果をグループウェアで公開する。</p> <p>・更なる監査カルテの利用促進による改善効果の向上により、全庁的な情報共有と組織全体の改善を目指す。</p>	<p>・注意・指摘事項の傾向分析のグループウェアでの公開には至りませんが、監査資料の作成依頼の都度誤りやすい事項についての注意喚起を文書で実施した。</p>	<p>指摘事項の件数は、減少傾向にある。</p>	<p>・今年度、若手職員を対象にした研修とグループ長及び管理職を対象にした研修を行い、監査に対する認識を高めてもらう。</p>	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
24	(2) より確かな市民協働の推進	① 市民参加機会の拡大	自治基本条例制定 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度に、「協働のまちづくり研究会」を設置し、市民と行政で議論を重ね、その議論の内容を「岩倉市市民協働の基本指針～市民協働のルールブック～」としてまとめた。次のステップとして、市民・議会・行政の役割や責務などを明らかにし、協働によるまちづくりをより発展させるために自治基本条例を制定するもの。 <年度ごとの取組内容> 平成23年度 自治基本条例の基礎調査・準備期として、自治基本条例の事例整理等基礎調査のための庁内検討会の設置 平成24年度 条例案を検討するための 岩倉市自治基本条例検討委員会の設置 平成25年度以降 条例に盛り込まれた趣旨が生かされた市政運営 	自治基本条例で、市民・議会・行政の役割を明らかにし、自助・共助・公助による市民自治・市民協働のまちづくりを進めていくための仕組みが構築できる。この条例に基づく取組を全市的に推進することにより、協働のまちづくりがより発展する。	<p>検討 制定 実施 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月から11月まで、岩倉市自治基本条例検討委員会の全体会を9回、途中3部会に分かれ、それぞれ4回・5回・6回開催し、市民自治、協働、市政の仕組みなどを学びながら、自治基本条例について議論した。 途中、パブリックコメント、シンポジウム及び出前講座特別編などで、委員会の委員以外の市民参加を得て、策定に反映させた。 検討委員会の議論の結果や市民からの意見等を参考に、自治基本条例の案を作成し、12月議会に提案し、全員賛成で可決され、制定するに至った。 制定後は、職員に向けて、説明会を行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 多くの市民の意見を反映した条例を制定することができた。 条例の制定によって、市民、議会及び執行機関というそれぞれの主体の役割を明らかにし、協働のまちづくりのための仕組みを明確にすることができた。 また、市政を運営する上の主要な制度について、今後、新たに条例を制定する必要があるものなどを含め、整理することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各部署の判断で行われているパブリックコメントについては、市民参加と協働に関する条例(自治基本条例第10条第4項)の検討の中で併せて検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> パブリックコメントの統一したルールの制定については、市民参加と協働に関する条例(自治基本条例第10条第4項)の検討の中で併せて検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の規定に基づき、自治基本条例審議会を設置し、条例の実効性が確保されているかどうかを検証する。 自治基本条例のパンフレットを作成し、全戸配布し、市民への周知を図る。 自治基本条例を周知するために、市民向けの周知事業である出前講座のメニューに掲げる。 自治基本条例を周知するために、職員研修のカリキュラムにも組み入れ、内部の理解を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例第25条の規定に基づき、条例の検証に関することや、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項についての審議をするため、委員10人から構成される自治基本条例審議会を設置した。 審議会にて、条例の進捗管理や検証を行うための計画である、岩倉市自治基本条例推進計画(案)を協議し、そのまとめを審議会の報告書として市長へ答申することができた。 自治基本条例のパンフレットを作成し、全戸配布し、市民への周知を図ることができた。 自治基本条例を周知するために、市民向けの周知事業である出前講座のメニューに掲げるとともに、職員研修のカリキュラムにも組み入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たに自治基本条例審議会を設置し、条例の推進計画を作成し、検証していくことで、継続的に自治基本条例の進捗状況や実効性について検証することができた。また、パンフレットの全戸配布により制定を周知することができ、職員研修を行うことで内部理解も深めることができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、自治基本条例審議会を開催し、進捗状況や実効性について検証していくとともに、出前講座の周知や職員研修の継続により、啓発や意識の醸成を図っていく。 平成26年度から策定していく市民参加条例にて、パブリックコメント及び市民参加に関する行政手続等について規定していく。 					
25		② 市民活動・市民協働の活性化	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の見守りサポート隊の推進 介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に策定予定である「岩倉市地域福祉計画」をベースとして、町内ごとに地域の住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常的な安否確認を行う見守りサポート隊を結成する。 	行政の見守りには限界がある。地域の住民が主体となり、日頃からの声かけや見守り活動を行うことで、住民間の絆が深まり、地域全体が高齢者を支えるまちづくりに繋がる。	<p>検討 検討 検討 1地域 3地域</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の中で、地域住民が中心となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の日常生活課題を把握し、その見守り支援に向けて、①住民が主体となって取り組むこと、②住民と行政や社会福祉協議会が協働して取り組むこと、の双方の視点から具体的な取組を検討した。 また、既に見守り活動に取り組んでいる岩倉団地の見守りサポート隊と引き続き情報交換を行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画策定の中で、住民が中心となり、見守り支援に対する様々な取組方法の意見を出し合い、また取り組む時期を検討したことで、計画のなかに具体的な取組を盛り込むことができた。 また、既存の活動団体との情報交換の中で、問題点の発見に繋がりが、より良い見守り方法の検討に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標の地域数にこだわらず市内地域で見守りサポートができるよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画で定める目標の達成に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画を推進していくなかで、計画の中に挙げられた見守り支援に対する具体的な取組を、地域の特性に合わせて検討していく。 見守り体制を1地域で確立するための準備をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画を推進するなかで、地域住民のつながりを深め、日常的に声かけができる環境を目指し、市内店舗において、標語入りポケットティッシュを配布し、あいさつ運動を行った。 引き続き、既に見守り活動に取り組んでいる岩倉団地の見守りサポート隊と情報交換を行った。 他市における日常的な見守り手法について調査・研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ運動を通して、日常的な住民どうしのつながりの重要性について広く周知することができた。 既存の活動団体との情報交換のなかで、問題点の共有化を図り、今後の見守り方法の検討に繋がった。 地域住民が中心となり日頃からの声かけや見守り活動につながる、支え合いマップづくりに向けて、平成26年度の予算化に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉計画を推進していくなかで、引き続き計画の中に挙げられた見守り支援に対する具体的な取組を、地域の特性に合わせて検討し実行していく。 社会福祉協議会や地域包括支援センター、地域福祉計画の市民会議のメンバーなどとともに、支え合いマップづくりの作成方法を学び、モデル地区(1地区)での実施を目指す。 					

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
26		五条川沿いの桜並木の保全・再生	商工農政課	・岩倉五条川桜並木保存会と協働で、寿命といわれる樹齢60年を迎えつつある五条川の桜の保全と再生のため、不要枝、枯れ枝等の剪定と市が購入した肥料の打ち込みを行う。また、後継木(枯れた後に植えた木)の場合には嫌地(いやち・以前に桜が植えられていた場所に再び桜を植えると育ちにくいこと)という生理上の問題があるため、不定根(枝や幹など本来根が生える場所以外から生えた根)やひこばえを育成することにより、その木自体を再生させる試みを行う。	本市の貴重な地域資源である五条川の桜並木を将来に残すことで、市民との協働によるまちづくり活動の活性化が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・昨年度に引き続き、岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ231人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年6回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。 ・桜並木の保全について市民の皆さんに関心をもってもらうため、独自でチラシを作成し、市広報と同時配布をした。	・桜並木をただ保存するという活動だけでなく、観光資源としてどのように育てていくかという将来的展望に立って市民協働を進めること。	・桜並木を保存するという活動だけでなく、観光資源としてどのように育てていくかという将来的展望に立って市民協働を進めること。	・引き続き、岩倉五条川桜並木保存会や五条川流域の住民などと協働して、五条川桜並木の保全・再生活動を計画的に進める。 ・新規会員の募集を行うほか、募金箱を置いてもらう店舗を増やすなど、多くの皆さんに桜並木の保全に関心を持ってもらうための活動を行っていく。	・昨年度に引き続き、岩倉五条川桜並木保存会の会員延べ341人と協働で、桜への肥料の打ち込みを年6回、不要枝・枯れ枝等の剪定を年7回、新たな活動として、桜に害を及ぼすキノコ類の処置を年5回、桜管理のためのナンバープレート付けを年2回実施した。また、五条川流域の区と協働で、胴吹き・ひこばえ切りと五条川下流域清掃を実施した。	・岩倉五条川桜並木保存会会員や五条川流域の住民などと協働して、五条川の桜並木を将来に残すため、ひこばえを残す実験などを行いながら保全・再生活動を計画的に進める。 ・新規会員の募集を行うほか、募金箱を置いてもらう店舗を増やすなど、多くの皆さんに桜並木の保全に関心を持ってもらうための活動を行っていく。	・桜並木保存会が行うことなのか市が行うことなのか不明確なものがあるのか意識して記述すること。	
27		少年消防クラブによる防火PR活動	消防本部総務課	・各小学校に少年消防クラブを発足させる。 ・防火・防災に対する知識を深めるため、少年消防クラブに消防学校の1日入校をはじめ、市防災訓練等へ参加してもらうことにより一層の防火PRに資するよう取り組む。	市民の防火意識高揚とともに、次世代の地域防災の担い手が育成される。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・平成24年4月、各小学校で正式に少年消防クラブが発足した。クラブ員は小学校6年生全員の439名である。同年7月26日に各小学校から代表27名が、愛知県消防学校1日体験入校を実施した。		・愛知県消防学校への一日体験入校や市が主催する防災訓練の初期消火訓練への参加を依頼する。また、少年消防クラブの制服を貸与する。(ベスト・帽子を50セット購入)	・平成25年8月2日に各小学校からの代表25名が愛知県消防学校への1日体験入校に参加した。同年8月25日に岩倉市防災訓練に参加予定であったが雨天によりグラウンドが使用できないため中止となった。 ・ベスト・帽子を購入した。 ・愛知県防災局に感想文を提出し、体験修了証を9月最初の全校集会の場で伝達した。	・愛知県消防学校への1日体験入校、市の主催する防災訓練への参加、消防関係行事へ参加する。	・愛知県消防学校への1日体験入校、市の主催する防災訓練への参加のみではなく、例えば一般の人が知らない救急、災害の場面でのノウハウを伝えるなど他の施策も必要と思われる。	・防火・防災意識を高めるためには、消防学校への体験入校、防災訓練の参加のみではなく、例えば一般の人が知らない救急、災害の場面でのノウハウを伝えるなど他の施策も必要と思われる。	
28		救命知識・技術の普及・啓発	消防本部消防署	・高齢化社会の救急需要の増大に伴い、心肺停止傷病者が増加している社会情勢の中、より多くの市民が心肺蘇生法・AED(自動体外式除細動器)の取扱いなど、救命知識・技術を習得するために講習会への更なる参加を促すため、署ホームページでの募集、防災会での訓練項目に取り入れる。また、応急手当の指導員として自主防災組織から指導員の養成を行う。	意識や呼吸のない人(心肺停止傷病者)と遭遇したとき、講習を受講していれば、助かるかもしれないということに認識していただくことにより救命率の向上につながる。	200人 7.8% 8.3% 8.8% 9.3% (市民のうち普通救命講習参加者の割合)					【実績】 ・市民周知の啓発活動として、救急医療週間のピアゴ岩倉店や市民ふれ愛まつりでのデモや受講の呼び掛け、市内事業所や介護施設、幼稚園への受講案内の送付を行った結果、上級2回を含め、31回の講習会が開催でき480人が受講し、昨年比329人増加した。 ・平成24年度で修了証を交付した受講者は3,830人となり、市民の8.04%が受講したこととなる。	・日本赤十字社岩倉支部が開催する救命講習を合わせて計上することにより、本市住民のうち受講者の割合が正確に把握できるのではないかと検討すること。	・前年同様、救急医療週間や市民ふれ愛まつり等のパブリックスペースでのデモや受講の呼びかけ、また市内事業所や介護施設、幼稚園への受講案内の送付を行った結果、上級2回を含め、28回の講習会が開催でき365人が受講した。 ・また、事業所等にAEDの設置を促していく。	・45人の心肺停止傷病者に対し、現場に居合わせた人による心肺蘇生法実施者が23人と増加し、またその内7人が講習会を受講しており、継続した講習会等の効果が伺える。	・救命講習の実施が一定の効果を挙げていると思うので、さらにPRをして受講者数を増やすべきである。			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
29	③市民と行政の情報の共有	市民との協働による広報紙作り	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターの設置 ・広報ネットワークの構築による市内情報の収集 ・広報紙の読みやすさ・わかりやすさのレベルアップ ・市民との協働による広報紙制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・親しみやすく読みやすい広報紙の作成 ・市民目線で広報誌を作成するため、市民に分かりやすい。 ・身近なまちの情報を提供してもらえるために地域資源の掘り起こしなどにつながる。 	実施	設置	意見等の反映	取材等への協力	市民制作ページの作成	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターの定員を10人から12人に増員し、行事等の写真や地域情報の提供がされた。 ・広報にユニバーサルフォントを使用した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターから広報紙に対する意見や地域情報、写真が提供される仕組みが確立した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターからの意見がどのように広報に反映されたかを記述すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターからの意見がより親しみやすい広報紙づくりに反映されたかを検証しておくこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より親しみやすい読みやすい広報紙を制作するため、広報モニターの見解を取り入れる。 ・広報モニターのネットワークの拡充を図り、市内のあらゆる情報を収集し広報紙に掲載するとともに広報モニターによる広報紙制作の参加について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターによる行事等の写真や地域情報の提供がされた。 ・職場体験の中学生とともに広報紙のフォトニュースや特集記事を作成した。 ・広報モニター実績記事 2回 ・写真 22回 ・広報モニター会議(全体会)を1回開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報モニターからの意見や写真を反映させたことにより親しみやすく読みやすい広報紙づくりがされた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・より親しみやすい読みやすい広報紙を制作するため、広報モニターの見解を取り入れる。 ・広報モニターのネットワークの拡充を図り、市内のあらゆる情報を収集し広報紙に掲載するとともに広報モニターによる広報紙制作の参加について検討する。 ・広報リニューアルについて検討する組織を庁内に立ち上げアンケートの実施を検討する。 ・岩倉総合高校との連携を検討する。 	
30	広聴活動の一層の充実	秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・市政モニター制度の実施 ・タウンミーティングの実施 ・いどばた広聴の実施 ・市民の声・私の提案の反映 ・インターネットを利用したアンケート方法等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民本位の市政推進 	実施	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングは2団体延べ70人で実施した。 ・いどばた広聴は3回205人の規模で実施した。 ・自治基本条例や特定検診実施計画などの策定段階でホームページからもパブリックコメントを実施した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の施策の周知が図られた。 ・市民から多くの意見を聴くことができた。 ・市民の声・私の提案は、投書によるものなど計230件あり関係課と連携をとり市政への反映に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見を聞く際に、年齢の方の意見に偏らないような仕組みづくりに努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年齢層からの意見が寄せられるような仕組みづくりに努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングについて、テーマを定めず懇談の形式も可能とするよう改正する。 ・対象団体の範囲拡大を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングは4団体延べ108人で実施した。 ・いどばた広聴は4回72人の規模で実施した。 ・各種計画などの策定段階でホームページからもパブリックコメントを実施した。 ・対象団体の範囲を拡大した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策の周知が図られた。 ・市民から多くの意見を聴くことができた。 ・市民の声・私の提案は、投書によるものなど計235件あり関係課と連携をとり市政への反映に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・タウンミーティングについて、機会を捉えて各種団体にPRして実施回数を増やしていく。 		
31	公共情報の発信	企画財政課 秘書課	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報、不審者情報その他行政が市民に対する公共情報について、当該情報の種類によって、テレビ、ラジオ、インターネット、携帯電話を含めた適切な伝達メディアにより速く、広く伝達するという仕組みを構築する。 ・携帯電話の場合は、個人が必要とする情報のカテゴリーを選択できるようにする。 <p><年度ごとの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 検討 ・平成24年度 調査・研究 ・平成25年度 導入 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の防災ほっとメールや学校における不審者情報は、それぞれの管轄部署で推進をしているところであるが、他の公共情報についても現在の伝達メディアだけではなく、ニーズに合った情報が迅速に個人の携帯電話へ送付されることにより、地域の安心・安全・まちづくりなどの発展に寄与する。 	検討	調査	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共情報のメール配信について、特に携帯電話へのメール配信において、学校の緊急メール情報サービスを除く、防災情報やイベント情報のメール配信サービスの統合について調査研究を行った。 ・ニーズに合った情報を迅速に伝達するための情報の分類等について関係各課と協議調整を行った。 ・公共情報メール配信システムの仕様書(案)を作成し平成25年度の導入・実施に向けた準備を整えることができた。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供の目的及び内容によるサービスの統合と防災行政無線や緊急速報メールとの連携が可能となるメール配信システムサービスを平成25年度中に提供することができる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・一般市民向けのサービスとして、お知らせする行政情報をカテゴリーごとに分類し、個人ごとに必要とする情報のみを携帯電話等にメール配信するシステムを構築、導入し、広く公共情報の情報提供を行うために、平成26年度の本格導入に向けた準備に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度に作成した仕様にに基づき、同報系防災無線と連携したメール配信システムを構築した。なお、配信する情報など詳細なシステムの設定については、関係各課と協議調整を実施し決定した。また、平成26年2月1日から一般市民向け情報の配信の仮運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報で周知の上、平成26年2月1日から一般市民向けのメール配信サービスの仮運用を開始し、広く公共情報の提供を行っている。なお、提供する情報は災害情報、不審者情報、消費生活情報、イベント情報、議会情報など15項目が設置されている。また、同年3月末における登録ユーザー数は1,306人(延べ登録者数は6,477人)、メール配信は28件となっている。目的にあった情報を速く伝達することが可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月1日からは、メール配信サービス対象者を消防団、保育園及び職員等に拡大し、本格運用を開始する。それ以降については、秘書課広報広聴グループを中心にメール配信サービス対象者毎に担当課が対応していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ほっと情報メールの登録者数の増に取り組むこと。 		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
32		緊急メール登録者の拡大	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 現在、市内各小中学校において、事前に登録している保護者等に対して不審者情報や学校からの急を要する連絡などを携帯電話等に緊急メールとして発信しているが、周知を図り更なる登録者の増員に努める。 ①学校のホームページ等でPRに努める。 ②発信する内容を検討し、必要とされる情報としていく。 	学校から緊急に伝えたい情報を迅速かつ正確により多くの保護者に対して発信することができる。	小: 87% 中: 74%	小: 88% 中: 77%	小: 89% 中: 80%	小: 90% 中: 82%	小: 91% 中: 84%	【実績】 ・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、保護者への周知を図った。 【実施効果】 ・登録率は小学校は7ポイント、中学校は5ポイント増加した。 平成23年度 小87%、中74% 平成24年度 小94% 中79%			・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。	・不審者情報に加え、学校行事やインフルエンザによる学級閉鎖状況等、保護者が求めるリアルタイムな情報を発信した。また、保護者への周知を図った。	・登録率は小学校は4ポイント減少したが、中学校は4ポイント増加した。 平成24年度 小94% 中79% 平成25年度 小90% 中83%	・引き続き発信する内容の検討や保護者への周知に努め、登録者の増加を図る。	・緊急メールのシステムの契約期間が終わった際には、ほっと情報メールへの一本化を検討すること。
33		市議会における市民への情報発信	議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ①「市議会だより」のページ数の増、カラー化、市民の声、議会報告会の記録等を掲載し、市民に議会情報をわかりやすく、読みやすく、また議会を身近に感じてもらえるように紙面を工夫する。 ②ホームページを活用し、「市議会だより」より多くの情報を提供する。 ・各常任委員会の会議録の公表 ・行政視察の報告書 	市民に議会を理解してもらう。	検討 実施 実施 実施 実施	【実績】 ・広報特別委員会の委員5人と職員2人が、愛知県町村議会広報研修会に参加し、議会だよりの紙面づくりを勉強した。 ・審議の結果だけでなく、質疑内容等を記載するよう「議会だより編集方針」を見直した。 ・表紙の写真を一般公募した。 ・ホームページには、議会基本条例の23年度実績に基づく検証結果、政務調査費の用途、委員会会議録を掲載した。			・表紙をフルカラーとし、引き続き表紙の写真を一般公募するが、写真サークル団体にも応募をお願いする。 ・平成25年度も愛知県町村議会広報研修会に参加し、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努める。	・平成25年5月号から表紙をフルカラーとした。 ・引き続き表紙の写真を一般公募し、3件の応募があり、表紙としては2件採用した(1件は他のコーナーで使用)。 ・写真サークル団体には応募のお願いは、できなかった。 ・愛知県町村議会広報研修会に参加し、学習してきた。	・フルカラー化したことにより、読者を惹きつける効果が増した。 ・写真を公募したことに対し応募があったことで、読者もただ読むだけでなく、紙面に加わりたいという意識があることがわかった。 ・研修会に参加し、タイトルのつけ方など目を惹く紙面づくりに気をつけるようになり、学習効果があった。	・アンケート調査等により、指標の設定が行えるようにする。 ・市広報と同時に配布することで、紙面づくりの充実に努める。 ・写真サークル団体に対し、応募のお願いをしていく。 ・研修会に参加し、タイトルのつけ方など目を惹く紙面づくりに気をつけるようになり、学習効果があった。	・引き続き、愛知県町村議会広報研修会等に参加する機会があれば、研修会等に参加し、「見やすい」「親しみやすい」紙面づくりに努め、広報づくりの研究を重ねる。 ・傍聴人の声を市議会だよりに掲載するための研究をしていく。				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
34	(3) 持続可能な財政基盤の確立 ①歳入確保の強化	人口増加策と新たな企業誘致による市税収入の増	企画財政課・商工農政課	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年国勢調査では本市の人口は減少に転じたが、その要因を分析し今後の課題を抽出するとともに、人口増加策について調査研究を進めていく。 ・現在のところの施策案としては、ハード面として第4次総合計画、都市計画マスタープランに沿い、市街化調整区域を利活用することなどが挙げられ、ソフト面としては、まちの魅力を高め、住んで良かった、住み続けたいまちという目標に向かって次の事業などを行うことが想定される。 ・まちの魅力情報発信事業 ・これから岩倉市に転入して長期間住居する方に対する行政サービスの特典付加事業 ・空家情報と行政保有情報の有機的リンク事業 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安定した税収の確保と新たな雇用の創出を図るため、優良企業を誘致する。また、市内企業が市外へ転出することなく事業継続できるよう必要な施策を講じる。 	<p>・人口増加施策を展開することにより、本市が将来的にわたって持続的に発展していくために求められるハード・ソフト両側面から都市の礎を築いていくことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな企業誘致に努めることで、税収の増加につながる。 <p>※財政効果については別紙参照</p>	<p>検討 調査 実施 実施 実施</p> <p>(人口増加策)</p> <p>検討 検討 実施 実施 実施</p> <p>(新たな企業の誘致)</p>	<p>【実績】</p> <p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による「政策創造研究塾」とともに、市民窓口課において、転入・転出・転居による異動者に対し、異動の要因等のアンケート調査、名古屋駅前、岩倉市の認知度調査を行った。さらに、転入出の統計データを分析した。 ・これらの政策創造研究塾の活動及び研究結果としての政策や事業を三役に提案した。 ・「政策創造研究塾」については、平成25年1月に、提案された事業を具体化するために業務としての組織「政策創造研究プロジェクトチーム」に再編され、引き続き、計4回の会議を開催し、詳細について協議した。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年7月にプロジェクトチームを設置し、4回の会議を開催し、産業活性化の制度について協議した。 <p>【実施効果】</p> <p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市の知名度を上げるための方策の一つとして、ふるさと納税制度の見直しを中心に協議を進め、平成25年度中に、予算化し、事業を行う方向性が見い出された。 ・その他の提案された施策についても、順次具体化していく道筋が示された。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・課を横断した共通認識を得ることができた。その上で、制度の概要を固め、庁内合意を得るまでの準備を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致を進めながら、子育て世代の住みたいまちづくりにより人口増加が図れるような施策を研究すること。 ・新たな企業誘致は、これまで歳入確保のための手立てとして考えられたためこの項目に入れられている。一方、直接大きな歳入増にはつながらないが、店舗など人の流れを生み出したり、街を明るくする企業という視点での誘致を考えたなら誘致できる企業もあると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代住みたいまちNo.1をめざし、市の魅力をホームページで積極的に発信するなどにより、人口増加につながるような取組みを進めること。 ・企業誘致について、プロジェクトチームでの検討を進め、具体案の策定に向け取り組むこと。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市の知名度を高める方策の一つとして、現在のふるさと納税制度を刷新する。 ・政策創造研究プロジェクトチームの議論を踏まえ、他の人口増加策についても、順次実現に向け、詳細を詰めていく。 <p><新たな企業の誘致策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口増加策の一つとして、岩倉市ブランドを広告することを検討した。 ・市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、平成25年2月19日に愛知県条例に則り、井上町、北島町、野寄町、川井町において、都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域を指定した。 ・新たな企業の誘致策> ・企業誘致策については、他自治体の状況を研究するにとどまった。 ・数社からの岩倉市への工場移転、市内での移転についての相談に対応したが、実現には至らなかった。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさといわくら応援寄附金(ふるさと納税)制度の刷新について、政策創造研究プロジェクトで着実に検討を重ね、平成25年12月からクレジット決済の開始と市外の方からの1万円以上の寄附に対して、名古屋コーチンなどの特産品を配布することとし、制度の改正を行った。 ・市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、平成25年2月19日に愛知県条例に則り、井上町、北島町、野寄町、川井町において、都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域を指定した。 ・新たな企業の誘致策> ・企業誘致策については、他自治体の状況を研究するにとどまった。 ・数社からの岩倉市への工場移転、市内での移転についての相談に対応したが、実現には至らなかった。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩倉市のふるさと応援寄附金制度の内容が大きく新聞や雑誌等に掲載され、そのPR効果等により、平成25年12月からの実質4ヶ月間で、14百万円程度の寄附金を集めることができ、市の貴重なまちづくりの資源とすることができた。また、そのことにより、岩倉市のイメージアップに大きく寄与することができた。 ・市街化調整区域内の住宅建築の規制緩和について、都市計画法第34条第11号による開発、建築許可申請が18件あった。 ・新たな企業の誘致策> ・他市町の検討、具体的な企業の相談を受け、支援策策定の参考とすることができた。 	<p><人口増加策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、ふるさと応援寄附金制度を行い、岩倉市のイメージアップを図るとともに、人口増加策検討の一つとして、政策創造研究プロジェクトにより、岩倉市イメージアップ事業として、岩倉市の住みやすさをアピールする方策、施策の改新について、検討を進めていく。 ・新たな企業の誘致策> ・企業誘致できる用地の確保は困難であることから、立地する企業に対する支援策を検討する。 	<p>・企業誘致について、昨年度ほとんど進捗が見られなかったが、方向性を早く定めるとともに、企業誘致条例についても検討してほしい。</p>				
35		負担の公平性を保つための課税対象の把握(土地の現況調査及び家屋の全棟調査)	税務課	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の現況調査及び家屋の全棟調査について、計画的に市内全域を実施していく。 <p><年度ごとの取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度 家屋の全棟調査について、市販の住宅地図に家屋調査表から住宅を落とし込んだ図を作成した。その結果、課税漏れは約360件、内、免税点(20万円)以上が約250件あり、23年度は約80件実施課税賦課をした。 ・平成24・25年度 免税点以上の課税漏れについて、2年間で課税賦課を終了する。 ・平成26・27年度 今後は調査漏れが激減と思われるため、3年に一度評価替えに合わせて地図を作り直して全棟調査を毎年実施する。 	<p>公平かつ適正な課税をすることが目的であり、その結果税収アップにつながる。</p> <p>※財政効果については別紙参照</p>	<p>実施 実施 実施 実施 実施</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、432件の現地調査を実施した。 ・家屋については、前年に図面上で調査をした354件のうち103件の現地調査を実施した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地については、130筆の地目修正で1,619千円の増収となった。 ・家屋については、101件の課税で891千円の増収となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象を確実に把握できるような仕組みを確立すること。 ・土地家屋の合成図を活用し、自ら未評価家屋、課税誤りの発見に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度に家屋位置図をデジタル化することにより、課税データとの不一致が把握できることとなる。さらに精度を上げて未評価家屋を特定し、課税を行う。 	<p><土地については、法務局からの税務通知等の資料に基づき、763件の現地調査を実施した。></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋については、全棟調査を72棟を実施した。これにより平成23年度の取組内容としていた約250件全てを終了した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地については、150筆の地目修正で2,000千円の増収となった。 ・家屋については、72棟の調査実施により482千円の増収となった。 	<p>・平成25年度末に航空写真データと課税台帳とのエラーチェックリストが納品された。このエラーについて平成26年度は現況調査を実施する。これにより、さらに精度を上げて未評価家屋を特定し、課税を行うことができる。また、評価漏れだけでなく減失漏れも同時に調査することで公平・適正な課税を実施していく。</p>						

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)																																				
						23	24	25	26	27																																												
36		コンビニエンスストア収納の実施	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税に加え市税についてもコンビニエンスストア収納を実施する。 納期限の過ぎた税についても納付できるよう関連するシステムを改修する。 嘱託徴収員を1名減員とし、3名とする。 	<p>納付場所にコンビニエンスストアが加わることで、24時間、1年中納付が可能となり、遠隔地へ転出した場合にもその場所で納付場所が確保でき、納税者の利便性が大幅に向上する。</p> <p>※財政効果については別紙参照</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税についてコンビニエンスストア収納を開始した。 納期限を過ぎた税(滞納繰越分を含む)についてもコンビニエンスストアで収納できる納付書を発行し、収納機会拡大に努めた。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税の8.24%、4,586件、市県民税普通徴収分の17.50%、3,949件、軽自動車税の36.17%、3,639件がコンビニエンスストアで納付された。 国民健康保険税の18.09%、10,610件がコンビニエンスストアで納付され、平成23年度に比べて6.18ポイント、3,637件の増となり、利用率が向上した。 			<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページ等を通じて制度の周知に努める。 先進自治体の取組等を調査し、時代の状況にあった納税環境について研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> 当初に送付する納税通知書以外に、納期限を過ぎた税(滞納繰越分を含む)についてもコンビニエンスストアで収納できる納付書を発行し、収納機会拡大に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税・都市計画税の6.30%、3,546件(前年比1.94ポイント、1,040件の減)、市県民税普通徴収分の20.71%、4,592件(前年比3.21ポイント、643件の増)、軽自動車税の41.57%、4,280件(前年比5.40ポイント、641件の増)、国民健康保険税の19.47%、11,782件(前年比1.38ポイント、1,172件の増)がコンビニエンスストアで納付された。 	<ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページ等を通じて制度の周知に努める。 先進自治体の取組等を調査し、時代の状況にあった納税環境について研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度は固定資産税の納付書の様式が改められ、コンビニ収納の割合の算出方法が変更された。このことは、平成25年度の実績に記述すべきである。 																																				
37		インターネット公売の実施	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 検索の実施などにより差し押さえた動産等をインターネット公売の仕組みを利用して換価する。 	<p>差し押さえ財産の換価が効率的に進められることに加え、滞納整理に取り組む市の姿勢を広く周知することで、新たな滞納の発生を抑制する効果が見込まれる。</p>	検討	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納者宅の検索を実施したが、公売にかけに足りる動産を発見できなかった。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公売を実施できなかった。 			<ul style="list-style-type: none"> 検索を実施することが適当な事案については、検索を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者宅の検索を実施したが、公売にかけに足りる動産を発見できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 公売を実施できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 検索を実施することが適当な事案については、検索を実施する。 																																					
38		市税の収納率の向上	税務課	<ul style="list-style-type: none"> 早期の納税催告を実施して新たな滞納の発生を抑制するとともに、財産調査を徹底し、担税能力がありながら納付に応じない滞納者には、早期に滞納処分を実施する。 また、市・県民税では法で定められている事業者には特別徴収を推進し、収納率向上に努める。 地方税滞納整理機構に参加していく。 	<p>市税は、平成22年度の県内平均収納率現年分98.7%、滞納繰越分20.8%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>国民健康保険税は、平成22年度の県平均収納率現年分91.0%、滞納繰越分県内収納率順位(平成21年度収納率が県内平均値に近い)10位14.96%を平成27年度時点で上回る。</p> <p>滞納整理を推進するとともに、税務職員の徴収技術の向上を図ることができる。</p> <p>※22年度市税(現年度分)の収納率 98.11% 市税(滞納繰越分)の収納率 19.08%、国民健康保険税(現年度分)の収納率 87.42% 国民健康保険税(滞納繰越分)の収納率 12.42%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	<table border="1"> <tr> <td>【市税】 現年</td> <td>【市税】 現年</td> <td>【市税】 現年</td> <td>【市税】 現年</td> <td>【市税】 現年</td> </tr> <tr> <td>98.25%</td> <td>98.40%</td> <td>98.50%</td> <td>98.60%</td> <td>98.70%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> </tr> <tr> <td>19.50%</td> <td>19.90%</td> <td>20.30%</td> <td>20.60%</td> <td>20.80%</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>【国保税】 現年</td> <td>【国保税】 現年</td> <td>【国保税】 現年</td> <td>【国保税】 現年</td> <td>【国保税】 現年</td> </tr> <tr> <td>88.13%</td> <td>88.85%</td> <td>89.56%</td> <td>90.28%</td> <td>91.00%</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> <td>滞納繰越</td> </tr> <tr> <td>13.00%</td> <td>13.50%</td> <td>14.00%</td> <td>14.50%</td> <td>15.00%</td> </tr> </table>	【市税】 現年	【市税】 現年	【市税】 現年	【市税】 現年	【市税】 現年	98.25%	98.40%	98.50%	98.60%	98.70%	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	19.50%	19.90%	20.30%	20.60%	20.80%	【国保税】 現年	【国保税】 現年	【国保税】 現年	【国保税】 現年	【国保税】 現年	88.13%	88.85%	89.56%	90.28%	91.00%	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	13.00%	13.50%	14.00%	14.50%	15.00%	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行い、財産を確認した場合には、差押えを行って強制徴収を行った。 平成23年度に引き続き地方税滞納整理機構に、職員を派遣して、高額滞納事案(133名147,779千円)を引き継いで重点的な滞納整理を行い、78,703千円(収納率45.5%)を徴収した。 平成23年度に引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、特別徴収の割合が76.56%となり、前年に比べて7.44ポイント上昇した。理解が得られず滞納する事業所に対して、調査予告や処分予告を行い、協力してもらえるよう働きかけた。 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ5日間に128人で1,243件を訪問し、1,430千円を徴収した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納率は、市税が現年分98.36%(目標率98.40%に対し、0.04ポイント減)滞納繰越分23.25%(目標率19.90%に対し、3.35ポイント増)、国民健康保険税が現年分89.03%(目標率88.85%に対し、0.18ポイント増)、滞納繰越分16.72%(目標率13.50%に対し、3.22ポイント増)となった。 			<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対して詳細な財産調査を行い、自主的に納付がない者について差押えを行う。 地方税滞納整理機構に引き続き職員を派遣して、高額滞納事案を引継いで重点的な滞納整理を行う。 引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、滞納事業所に対して、差押えを行うなど滞納整理の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対しては、詳細な財産調査を行って、財産を確認した場合には、差押えを行って強制徴収を行った。 平成23年度より引き続き地方税滞納整理機構に、職員を派遣して、高額滞納事案(102名 97,853千円)を引き継いで重点的な滞納整理を行い、62,407千円(収納率64.8%)を徴収した。 平成23年度より引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、給与所得者数に占める特別徴収による納税義務者数の割合は85.16%となっており、前年に比べて0.61ポイント上昇している。理解が得られず滞納する事業所に対して、調査予告や処分予告を行い、それでも納付のない事業所については差押えも実施した。 5月と12月に全庁体制で一斉徴収を実施した。延べ5日間に130人で1,188件を訪問し、2,231千円を徴収した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の収納率は、市税が現年分98.71%(目標率98.50%に対し、0.21ポイント増)滞納繰越分22.31%(目標率20.30%に対し、2.01ポイント増)、国民健康保険税が現年分89.33%(目標率89.56%に対し、0.23ポイント減)、滞納繰越分17.66%(目標率14.00%に対し、3.66ポイント増)となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納繰越分滞納者に対して詳細な財産調査を行い、自主的に納付がない者について差押えを行う。 地方税滞納整理機構に引き続き職員を派遣して、高額滞納事案を引継いで重点的な滞納整理を行う。 引き続き特別徴収義務者の指定推進を図り、滞納事業所に対して、差押えを行うなど滞納整理の推進を図る。 平成26年度より現年度の初期滞納者の早期対応に重点を置くこととし、月1回電話催告を行う。督促状を送付しても未納となっている現年分のみ滞納者を対象とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険税の収納率の向上達成に向けてより効果のある施策に取り組みこと。 滞納者が滞納する理由を分析し、滞納を少しでも減らす工夫をすること。
【市税】 現年	【市税】 現年	【市税】 現年	【市税】 現年	【市税】 現年																																																		
98.25%	98.40%	98.50%	98.60%	98.70%																																																		
滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越																																																		
19.50%	19.90%	20.30%	20.60%	20.80%																																																		
【国保税】 現年	【国保税】 現年	【国保税】 現年	【国保税】 現年	【国保税】 現年																																																		
88.13%	88.85%	89.56%	90.28%	91.00%																																																		
滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越	滞納繰越																																																		
13.00%	13.50%	14.00%	14.50%	15.00%																																																		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)		
						23	24	25	26	27										
39		介護保険料の収納率の向上	介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<p>現年分の未納額発生を抑えることで累積滞納額の拡大を抑制するとともに過年度分の徴収に努めて徴収額の向上を目指す。</p> <p>収納率目標(現年分)</p> <p>23年度 99.00%</p> <p>24年度 99.05%</p> <p>25年度 99.10%</p> <p>26年度 99.15%</p> <p>27年度 99.20%</p> <p>※22年度:99.00%、過去11年間の平均は98.61%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	99.00%	99.05%	99.10%	99.15%	99.20%	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月と10月の各2週間、一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 4月と10月には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払をしないものには給付制限を説明した。 4月の実績:訪問件数108件、面談件数49件、納付件数15件。 10月の実績:訪問件数122件、面談件数51件、納付件数14件 分納誓約を求めるケースはなかった。 4月の一斉徴収期間中に146,900円、10月の同期間に112,600円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の収納率は98.99%(目標率99.05%)に対し0.06ポイント減となった。 			<ul style="list-style-type: none"> 滞納時の介護サービスの制限を受けている件数について記述すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 滞納時の介護サービスの制限を受けている件数について記述すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収に併せ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月と10月の各2週間、一斉徴収を実施した。この期間中、日中及び夜間徴収を実施した。 このうち、4月20日と10月20日には介護福祉課職員2人1組の計5組で戸別訪問を実施した。支払いをされない方には給付制限を説明した。 4月の実績:訪問件数135件、面談件数61件、納付件数15件。 10月の実績:訪問件数87件、面談件数44件、納付件数16件 分納誓約を求めるケースはなかった。 滞納による給付制限実施対象者は、平成26年4月現在で給付減額が1件。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の収納率は98.98%であり、目標率99.10%に対し、0.12ポイント減となった。 4月の一斉徴収期間中に142,600円、10月の同期間に127,200円を徴収したのを始め、滞納拡大を防ぐように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 文書による毎期ごとの督促のほか、電話で督促を行い新規滞納の抑制を図る。 年2回の一斉徴収にあわせ、夜間徴収も実施する。 滞納により、介護サービスの制限が生じる旨、説明を十分に行う。 滞納者の状況によっては、分納誓約書の提出を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収の収納率は、ほぼ100%であるため、この計画には、普通徴収分の収納率を達成目標とするのが適切であると考えられる。
40		保育料の収納率の向上	児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 園児在園中に保育料が納付されるように、児童家庭課、保育園が連携して滞納者の状況を把握し、説明、督促を実施する。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 	<p>収納率目標(現年分)</p> <p>23年度:99.95%</p> <p>24年度:99.95%</p> <p>25年度:99.95%</p> <p>26年度:99.95%</p> <p>27年度:99.95%</p> <p>※22年度実績:99.94%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	99.95%	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求めた。 在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 在園児と卒園児に係る現年分の一斉徴収を12月と平成25年5月の年2回実施し、12月は8件119,390円、平成25年5月は12件262,100円の実績があった。 分納誓約書は1人から得た。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度の収納率 99.96%(目標率99.95%)に対し0.01ポイント増となった。 			<ul style="list-style-type: none"> 在園中に保育料が納付されるように、未納者の状況を把握と保護者への説明を徹底し、自主納付を促す。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 園児の在園中に保育料が納付されるように児童家庭課、保育園が連携して滞納者へ説明、督促を実施した。 在園児と卒園児に係る滞納繰越分と現年分の一斉徴収を年2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の収納率は99.91%(目標率99.95%)に対し、0.04ポイント減となった。 一斉徴収は12月14日と平成26年5月17日に実施し、12月14日は10件 223,350円、平成26年5月17日は15件 270,450円の実績があった。 分納の約束は1人から得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 在園中に保育料が納付されるように、未納者の状況を把握と保護者への説明を徹底し、自主納付を促す。 滞納者の支払能力に応じて、分納誓約書の提出を求める。 在園児と卒園児に係る滞納分の一斉徴収を年2回実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の実績が99.91%となっているので、目標は、100%としてもよいのではないかと、新たな子ども子育て支援制度が導入されることだが、それに当たって保育料算定のための適切な基準を設けること。 		
41		公共用物の使用料徴収	都市整備課	<ul style="list-style-type: none"> これまで水路等の公共用物は使用料を徴収することなく使用許可をしていたが、公共用物の管理に関する条例及び規則を制定することにより、使用料の徴収根拠を明確にし、公共用物の適正な管理と使用料の徴収ができるようにする。 ＜年度ごとの取組内容＞ 平成23年度 公共用物の管理に関する条例及び規則の議決・公布 平成24年度 条例及び規則にもとづく制度の調査周知期間 平成25年度 公共用物の使用料の徴収を開始。 	<p>公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入の増加が見込まれる。</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	条例等の制定	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料徴収の準備期間として、現地調査、使用者への周知、使用申請手続き等の整備を行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用料徴収のための、使用者への周知、申請許可手続きが完了し、平成25年度から38件について使用料の徴収が可能となった。 			<ul style="list-style-type: none"> 公共用物使用料として年間965,000円(予算額)の徴収を予定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共用物使用料として年間45件を徴収した。 	<p>公共用物の使用に対して使用料を徴収することにより歳入が増加した。(971,101円)</p> <p>なお、平成25年度実績より平成26年度予算額を減額しているのは、仮設足場等の不確定な案件を計上していないため。また、使用料に対する市民の理解に努める。</p>				

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
42		水道料金の収納率の向上	上下水道課	<p>・水道料金徴収業務は、平成20年度から民間業務委託を始め、督促、催告の手段をとりながら、一定の効果が上がっている。しかし、さらなる収納率向上に向けて、悪質な滞納者の給水停止の強化、近隣の市外転出者への訪問など未納者へのきめ細やかな対応を行い、未収金を出さないように努める。</p>	<p>・収納率目標(現年度分)</p> <p>23年度 98.40%</p> <p>24年度 98.45%</p> <p>25年度 98.50%</p> <p>26年度 98.55%</p> <p>27年度 98.60%</p> <p>※22年度実績: 98.32%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	<p>【実績】</p> <p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。</p> <p>・実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。今年度は、さらに中止分未納者への電話催告の対応強化に努めました。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・平成24年度の収納率は、98.36%(目標率98.45%に対して、0.09ポイント減)であった。</p>			<p>・引き続き平成24年度で取り組んだ対応を実施する。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、休日・夜間滞納整理の回数を増やしたり、給水停止を頻繁に行っている者について催告を1期行った時点で訪問して早期に対応する(通常は催告を2期以上行った時点で給水停止を行っている)など効果的な対策に取り組んでいく。</p>	<p>・市としては、各年度の収納率の目標率を定め、収納率向上のためのミーティングを月2回実施して、業者への指導監督を行った。</p> <p>・実際の取組としては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。さらに夜間訪問徴収を毎月実施した。特に2月と3月は、夜間対応週間として各月5日間訪問徴収を実施した。休日訪問徴収についても6回実施し、対応強化に努めた。</p>	<p>・平成25年度の収納率は、98.33%(目標率98.50%に対して、0.17ポイント減)であった。</p> <p>・委託業者とは定期的な打合せの中で、収納率の向上に向けた効果的な取組みの検討を行った。</p>	<p>・引き続き平成25年度で取り組んだ対応を実施する。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、休日・夜間滞納整理の回数を増やしたり、給水停止を頻繁に行っている者について催告を1期行った時点で訪問して早期に対応する(通常は催告を2期以上行った時点で給水停止を行っている)など効果的な対策に取り組んでいく。</p>	<p>・平成25年度の実績が98.33%となっているので、目標は、100%としてもよいのではないかと、検針・徴収業務を業者委託したことで、収納率の実績も向上しているとのことだが、その費用対効果について明確なデータを示し説明してほしい。</p>
43		下水道使用料の収納率の向上	上下水道課	<p>・時効までの期間が水道料金とは異なることから、特に現年度分の収納に重点を置き、滞納繰越額の増加を防止する。水道料金と同様に未納者に対するきめ細やかな対応により未収金を出さないように努める。</p>	<p>・収納率目標(現年度分)</p> <p>23年度 98.40%</p> <p>24年度 98.45%</p> <p>25年度 98.50%</p> <p>26年度 98.55%</p> <p>27年度 98.60%</p> <p>※22年度実績: 97.95%</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	98.40%	98.45%	98.50%	98.55%	98.60%	<p>【実績】</p> <p>・下水道使用料の収納については、水道事業へ業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。</p> <p>・実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。今年度は、更に中止分未納者への電話催告の対応強化に努めた。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・平成24年度の収納率は、98.51%(目標率98.45%に対し、0.06ポイント増)となった。</p>			<p>・引き続き平成24年度で取り組んだ対応を実施する。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、効果的な対策に取り組んでいく。</p>	<p>・下水道使用料の収納については、水道事業へ業務委託しているが、水道料金と時効期間の相違があるため、さらに粘り強い徴収が必要となることを念頭に置き収納業務を行った。</p> <p>・実際の取組みとしては、近隣市外転出者の対応として、市外徴収を年3回実施した。中止分未納者への電話催告を実施した。更に夜間・休日訪問徴収について、対応強化に努めた。</p>	<p>・平成25年度の収納率は、98.43%(目標率98.50%に対し、0.07ポイント減)となった。</p>	<p>・引き続き平成25年度で取り組んだ対応を実施する。</p> <p>・転出、居所不明者に対し重点を置き、効果的な対策に取り組んでいく。</p>	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
44		学校給食費の収納率の向上	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、未納額を増加させないように早期から通知や面談を実施する。 中学校を卒業した未納保護者には電話催告や催告通知を発送するとともに、個別面談の実施を図るなど徴収に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率目標(現年度分) <ul style="list-style-type: none"> 23年度:99.57% 24年度:99.59% 25年度:99.61% 26年度:99.63% 27年度:99.65% ※22年度:99.55%、過去5年間の平均は99.35% 県内の平均収納率は99.64%であり、岩倉市は若干下回っている。したがって、平成27年度に県下平均を上回ることを目標とする。 ※財政効果については別紙参照。 	99.57%	99.59%	99.61%	99.63%	99.65%	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。 平成23年度以前の中学校卒業生に対し督促状を送付した。また、電話での納付催告を行った。 児童手当による納付の申出書の提出依頼を実施した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 収納率は99.76%(目標99.59%に対し0.17ポイント増)となった。 児童手当による申し出は、4件であった。 			<ul style="list-style-type: none"> 学校と連携し、電話催告や個別面談を強化する。 小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。 児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 卒業する未納保護者に卒業前に納付相談を実施した。 平成24年度以前の中学校卒業生や市外転居者に対し未納通知送付、電話や訪問での納付依頼を行った。 児童手当による納付の申出書依頼を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 収納率は99.85%(目標99.61%に対し0.24ポイント増)となった。 児童手当による申し出は、1件であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 未納者に対し通知や面談を実施する。 小学校、中学校を卒業する未納保護者には卒業前に納付相談を実施する。また、状況に応じ、分納誓約書の提出を求めていく。 児童手当による納付の申出書の提出依頼をする。 	
45	② 積極的な財源確保	未利用財産(土地)の有効活用	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な事業のために取得した用地について、事業用に使用するまでの間、民間への貸付等について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地貸付収入の増 	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 土地の売却1件を実施した。 貸付については、市有地隣接の土地の使用から貸付の依頼があったため、8月～10月にかけて貸付を行った。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 8月～10月にかけて行った貸付に対する貸付料として、8,307円の収入を得た。 			<ul style="list-style-type: none"> 他の自治体の事例を研究し、貸付についての要綱等を制定する。 未利用財産の活用方針について、調査・研究していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の売却4件を実施した。 貸付についての要綱等の制定を検討することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年2月～3月にかけて行った貸付に対する貸付料として、40,999円の収入を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の貸付についての課題を整理し、要綱等の検討を行う。 未利用財産の活用方法について、引き続き調査・研究していく。 	
46		公共施設における有料広告の導入	行政課	<ul style="list-style-type: none"> 現在庁舎に設置している広告付き電子掲示板のほかにも、広告付きの媒体の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 広告料収入の増加 	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年8月に、市役所1階総合案内横に広告付き案内板を設置した。 【実施効果】 <ul style="list-style-type: none"> 広告付き案内板を設置することで、庁舎の空きスペースの有効活用を進めることができた。 財政効果は、@32,100×7月=224,700円の収入を得た。 			<ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入について研究する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入に関する検討を行ったが、導入することができなかった。 広告媒体ではないが、庁舎の空きスペースの活用の観点から、自動販売機4台の設置について公募を行い、2者からの応募があり、最高値の事業者を設置業者に決定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 公募により庁舎内の自動販売機を設置することで、庁舎の空きスペースの有効活用を進めることができた。 財政効果は、730,000円/年の収入を得た。 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな有料広告の導入について研究する。 庁舎以外の市内の公共施設における自動販売機について公募を行い、空きスペースの有効活用を図る。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
47		教材費の徴収	健康課	<ul style="list-style-type: none"> 調理実習を行う教室で、現在無料参加のものを食材費の一部負担金を徴収する。 健康教室でテキストや教材を使用する場合に一部自己負担金を徴収する。 	<p>①参加費用1人200円程自己負担していた。</p> <p>②全教室ではないが、テキスト代等を徴収する。</p> <p>※財政効果については別紙参照。</p>	検討	検討	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内34市町の状況を調査した。26市が教材費(賄材料費)を徴収しており、徴収金額は、実費の3割から10割まで様々であった。26市のうち、12市は賄材料費の他に、テキスト代や運動用ボールなどの教材も実費を徴収していることがわかった。 栄養教室の一人当たり(1食分)の賄材料費を算出した。平成23年度は413円、平成24年度は465円であった。 賄材料費以外の教材費については、印刷して作成したもの等を使用しているため、費用徴収の対象としないこととした。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他市町の状況を把握することができた。 一人当たりの賄材料費を算出したことで、徴収金額について、具体的に検討することができた。費用徴収開始するにあたり、賄材料費実費の概ね5割を徴収することとした。 平成25年度からの徴収に向けて、教材費の徴収に関する要綱制定案を作成した。 			<ul style="list-style-type: none"> 教材費の徴収に関する要綱を制定する。 教材費は、賄材料費が発生する教室において、1人200円を徴収する。(11教室 定員244人 徴収金額48千円の予定) 教材費として、健康度評価(あいち健康プラザ)の利用料400円を自己負担とする。 食生活改善推進員活動における食生活改善推進員からの賄材料費の徴収について、検討する。 賄材料費以外の教材費について検討する。 教材費の費用徴収開始にあたり、利用者の声や状況を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 岩倉市保健事業における教材費等の徴収に関する要綱を制定した。 栄養教室において、1人200円の食材費を徴収した。 あいち健康プラザにおける健康度評価の利用料を自己負担とした。 ボランティアとして指導にあたる食生活改善推進員から食材費を徴収することは、見合わせた。 食材費を徴収した人にアンケート調査を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 食材費の徴収により、38,400円の収入があった。(200円×192人=38,400円) 健康度評価の利用料は、11,200円であった。(400円×28人=11,200円) 食材費の徴収にあたり実施したアンケートから、費用徴収に対する意見や意識等を把握することができた。(別添参照) 徴収金額については、72.0%が200円は適当な金額と回答している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1食分の食事を提供する栄養教室において、1人200円の費用を徴収する。(200円×260人(13教室×20人)=52,000円) 引き続きアンケートを実施し、費用徴収についての意向等を調査していく。 あいち健康プラザの健康度評価の利用料は、自己負担とする。(410円×30人=12,300円) 要綱に基づき、必要な教材費が発生した場合は、実費を徴収する。 	<ul style="list-style-type: none"> 無料にするよりも費用徴収の方が長続きすると思うので、費用徴収を継続してほしい。
48	③歳出の効率化	公共施設の適正な維持管理	行政課 他	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化の進む公共施設の長寿命化を図るために、総合的かつ計画的な施設改修等を推進するとともに、市民ニーズに合わせた多目的利用を進め、公共施設の有効活用を図るため、公共施設の維持管理に関して実情に合わせた計画を策定する。 	<p>公共施設の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な視点に立って効率的・効果的に管理・運営することで、資産全体の効用を最大化することができる。</p>	検討	検討	検討	検討	実施	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が所有する土地及び建物を一元的に管理する財産管理システムを導入した。 平成25年3月に、岩倉市公共施設整備基金条例を制定するとともに、3月補正予算で1億2千万円を計上し積立てを行った。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 財産管理システムを導入することで、例えば修繕情報など財産管理に関する情報を入力することなどにより市全体の公共施設の管理についての公共施設の状態を一元的に管理するための準備を整えられた。 基金の設置により計画的な支出に備える準備が整った。 			<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の現状を把握するための財産管理システムの活用方針を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理システムに、面積、建築年など公共施設の基礎的な情報を入力した。 	<ul style="list-style-type: none"> 財産管理システムにデータを入力することにより、従来のエクセル管理からシステムによる管理に切り替えることで各課の管理する公共施設の基礎的な情報の集約化が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等総合管理計画策定に向けた具体的な検討に着手する。 	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
49		市役所庁舎の適正な維持管理	行政課	<p>・庁舎修繕に関する5か年の計画を作成し、計画的かつ適切な修繕、補修を行う。</p> <p><年度ごとの取組内容></p> <p>毎年度、見直しを行いながら5か年計画を策定する。</p> <p>計画的修繕の経費の上限額を設定する。</p>	<p>庁舎建設後10年が経過し、今後、維持補修費の増大が見込まれる中、適切な管理を行うことにより、年度ごとの維持補修費の平準化を図るとともに、設備の長寿命化にもつながる。</p>	実施	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。</p> <p>平成24年度 計画額 9,780千円 実績額 8,560千円</p> <p>【実施効果】</p> <p>・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。</p>	<p>・今後5年間の計画内容を明確にするよう努めること。</p>	<p>・今後5年間の計画内容を明確にするよう努めること。</p>	<p>・引き続き5か年計画を作成し、計画的な修繕を行う。</p> <p>平成25年度計画額 7,500千円</p> <p>・過去の修繕の実績及び今後の予測に基づき、年間の修繕料の目標上限額を設定する。</p>	<p>・庁舎修繕5か年計画に基づき、計画的な修繕を実施した。</p> <p>平成25年度 計画額 7,500千円 実績額 6,773千円</p> <p><内容></p> <p>・庁舎空調クーラーオーバーホール修繕</p>	<p>・計画に基づいた修繕を実施することで、適切な維持管理を行うことができた。</p> <p>平成26年度計画額 5,228千円</p> <p><内容></p> <p>・自動制御装置(熱量演算計)交換 3,392千円</p> <p>・中央制御装置(無停電電源装置)交換 1,836千円</p>		
50		雑草対策工法の改善	都市整備課	<p>・毎年、市内各所の道路、水路等で草刈作業を実施しているが、施工箇所がある程度限定されるようなものであり、地域住民による草刈作業等の維持管理方法や現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)など雑草対策について検討する。</p>	<p>現状に合わせた改善対策工法(防草シート、コンクリート張り等)を実施することにより、長期的な維持管理コストの縮減を図る。</p> <p>(参考)平成23年度水路敷草刈業務 5,040,000円(11,260㎡×2回)</p> <p>*年間費用 450/㎡</p> <p>●防草シート設置費用 2,500円/㎡</p> <p>●コンクリート張費用(厚5cm) 3,500円/㎡</p>	検討	検討	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・平成23年度の抽出箇所から防草シート工法等の施工箇所の絞込みを行った。また、一部対策を実施した。</p> <p>防草シート設置 業者施工3箇所202㎡ パート作業員施工3箇所45㎡</p> <p>【実施効果】</p> <p>・業者施工費用:2,500円/㎡×202㎡=505,000円</p> <p>・パート作業員施工費用:1,250円/㎡×45㎡=56,250円</p> <p>合計:561,250円</p> <p>・施工箇所247㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用 450円/㎡×247㎡×10年=1,111,500円</p> <p>・節減見込み費用(10年分) 1,111,500円-561,250円=550,250円</p> <p>・雑草管理について、地区に打診してみたが、実現に至っていない。</p>	<p>・雑草管理について、地区に打診してみたが、実現に至っていないとのことだが、一部の費用を市が負担することを採り入れるなどを研究しながら、引き続き住民協働での管理を検討してほしい。</p>	<p>・雑草管理について、引き続き住民協働での管理を研究すること。</p>	<p>・防草シート設置 8箇所352㎡</p> <p>・住民協働による雑草管理方法の検討を行う。</p>	<p>・平成23年度の抽出箇所及び追加箇所への防草シート設置を実施した。</p> <p>防草シート設置 業者施工3箇所310㎡ パート作業員施工9箇所366.8㎡</p> <p>※これらのうち1箇所については業者施工とパート作業員施工が重複している。</p> <p>・雑草管理について、地区に打診した。</p>	<p>・業者施工費用:2,500円/㎡×310㎡=775,000円</p> <p>・パート作業員施工費用:1,250円/㎡×366.8㎡=458,500円</p> <p>合計:1,233,500円</p> <p>施工箇所676.8㎡を10年間草刈業務委託した場合の費用:450円/㎡×676.8㎡×10年=3,045,600円</p> <p>節減見込み費用(10年分) 3,045,600円-1,233,500円=1,812,100円</p> <p>・雑草管理の住民協働については、実現に至っていない。</p>	<p>・防草シート設置 7箇所545.5㎡</p> <p>・住民協働による雑草管理方法の検討を行う。</p>	<p>・シートの張替えや撤去の費用もかかるので、これらの要素を加味して費用対効果の算定方法を精査して、正確な試算をすること。</p>
51		公園施設長寿命化計画の策定・推進	都市整備課	<p>施設の老朽化により、修繕等の維持管理費用負担が増大する中、施設の長寿命化を図るため、長寿命化対策(施設の改修・更新)を検討するとともに、公園施設長寿命化計画を策定し、以後、計画的に施設の改修・更新を実施していくもの。</p>	<p>維持管理費用を平準化し、計画的に施設の改修・更新を実施することにより、施設の長寿命化を図ることができる。</p>	策定	実施	実施	実施	実施	<p>【実績】</p> <p>・公園施設長寿命化計画に基づき、下り松公園においては、バリアフリー対応工事として、便所の建替えや出入口・園路の改修工事を行った。</p> <p>【実施効果】</p> <p>・公園施設のバリアフリー化を図ることができた。</p>			<p>・公園施設長寿命化計画に基づき、下り松公園において遊具更新工事を実施し施設の長寿命化を図る。</p> <p>また、中央公園においては、バリアフリー対応工事として、便所の建替えや出入口・園路の改修工事と遊具の更新工事を実施し施設の長寿命化を図る。</p>	<p>・下り松公園の遊具更新、中央公園の便所建替、出入口・園路のバリアフリー化工事を行った。</p>	<p>・計画的な遊具の更新及び便所の建替え・出入口・園路の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ることができた。</p> <p>また、白山公園・御土井公園・国衙公園においては、バリアフリー対応工事として、便所の建替えや出入口・園路の改修工事を実施し施設の長寿命化を図る。</p>		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)	
						23	24	25	26	27									
52		橋梁長寿命化修繕計画の策定・推進	都市整備課	老朽化する橋梁に対して、橋梁の長寿命化を図るための予防的な修繕計画の策定について、平成24年度は、橋梁の健全度を把握するための点検を実施し、平成25年度には、点検結果を基に長寿命化修繕計画を策定し、以後、計画的に修繕を実施していくもの。	計画的に修繕を実施することにより、橋梁の長寿命化を図ることができる。	検討	点検	策定	実施	実施	【実績】 ・岩倉市管理の橋梁123橋について台帳整備を行った。 ・長寿命化修繕計画策定に係る重要橋梁22橋を選定し、点検を行った。 【実施効果】 ・岩倉市管理の橋梁台帳整備 123橋のうち、長寿命化修繕計画策定にかかる重要橋梁22橋が明らかになった。 *重要橋梁選定の考え方 ・第三者影響度が大きい(跨線橋) ・地域防災上重要(緊急避難路) ・橋梁規模が大きく災害時の復旧が困難(15m以上の橋)			・重要橋梁22橋について、点検結果に基づき修繕計画を策定する。	・重要橋梁22橋について、緊急対応が必要な橋梁を優先に、また修繕にかかる費用を平準化するように長寿命化修繕計画を策定した。	・修繕・架替えに係る事業費の大規模化を回避し、ライフサイクルコストの縮減を図る修繕計画ができた。また、具体的な補修工事の計画を立案することができた。	・点検結果において緊急対応が必要と判定された部材がある橋梁を優先に、順次補修工事設計を行う。平成26年度については、待合橋、北橋、岩倉橋の補修工事設計を行う。		
53		公共下水道への接続促進	上下水道課	・供用開始区域における宅内排水設備の設置及び公共下水道への早期接続を促進し、水洗化率の向上を図る。 ・戸別訪問や文書送付により接続の必要性について啓発するとともに、融資あっせん制度(利子補給制度)の活用をPRし、より活用しやすい制度への見直しを行う。 ※水洗化率=供用開始区域内での接続済人口÷供用開始区域内人口	・公共下水道整備による水質保全などの事業効果が高まる。 ・接続戸数が増加することにより、使用料収入が増加する。 ・汚水量の増により、維持管理コストの軽減につながる。 ・水洗化率目標 23年度 89.20% 24年度 89.30% 25年度 89.40% 26年度 89.50% 27年度 89.60% ※平成22年度水洗化率 88.96%	89.20%	89.30%	89.40%	89.50%	89.60%	【実績】 ・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ242件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・広報での下水道接続促進PRを行った。 【実施効果】 ・平成24年度の水洗化率は、89.36%(目標率89.30%に対し、0.06ポイント増)となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については1件の実績があった。 ・住宅リフォーム補助制度については22件で1,287,000円の補助実績があった。			・本年度も下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・住宅リフォーム補助制度を活用して接続促進を図る。	・供用開始後1、2年経過の未接続世帯を中心に年4回(延べ271件)の戸別訪問及び文書送付を実施した。 ・広報での下水道接続促進PRを行った。	・平成25年度の水洗化率は、88.94%(目標率89.40%に対し、0.46ポイント減)となった。なお、水洗化率は、その年の供用開始面積により異なり、平成24年度の8.0haに対して、平成25年度は12.3haの供用開始面積であったため減となった。 ・融資あっせん制度(利子補給制度)については1件の実績があった。 ・住宅リフォーム補助制度を活用した下水道接続の申し込みが70件あった。	・本年度も下水道接続に対する理解を得るために戸別訪問及び文書送付を行う。 ・住宅リフォーム補助制度を活用して接続促進を図る。 ・ふれあいまつりの会場にブースを設け、下水道接続の普及・啓発活動を実施する。		
54		支給物品等の消耗品の見直し	会計課	・契約担当課と協議し、平成24年度は15品目についてメーカー指定の廃止に向けて検討をする。(メーカー指定、60品目)	メーカー指定を廃止することにより、より安価に契約することができ、経費削減効果が、期待できる。	検討	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・15品目について、メーカー指定を廃止した。 【実施効果】 ・メーカー指定を廃止することにより安価で契約でき、5,619円の削減効果があった。			・職員がコスト意識を持つことにより物品等の削減につながるとは担当に必要性を確認した。	・支給物品等の要求数が多いと思われるときは担当に必要性を確認した。	・職員がコスト意識を持つことにより適正な要求を進めることができた。	・所属別に支給物品要求数等をとりまとめてメール等で通知し、さらに職員のコスト意識を高める。		
55		学校給食センターの維持管理の効率化	学校教育課	・学校給食センターの老朽化及び安全衛生管理面の状況を踏まえ、より安全で安心な給食の提供を行うため、施設の改修計画・運営計画を策定し検討する。	効果的・効率的な学校給食センター業務の運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施	【実績】 ・安全で衛生的な学校給食を作るため、調理機器の一部を更新した。選定に当たっては新学校給食センターで使用できるものとした。 ・新学校給食センター建設のための基本方針を決めた。 【実施効果】 ・老朽化した釜を更新するとともに、和え物の調理作業で使用する真空冷却機を購入し、安全で衛生的な調理ができるようになった。 ・新学校給食センターの建設予定地を決め、稼働年を平成28年9月とした。			・新学校給食センターの基本構想及び基本計画を策定する。	・安全で衛生的な学校給食を作るため、調理用品や消耗品を新学校給食センターでの使用も考慮し更新した。 ・調理場床を作業区分ごと、サルやボウルを用途別に色分けした。 ・新学校給食センター建設に向けた基本構想及び基本計画を定めた。	・床や調理用品を色分けし明確に区分することで衛生管理意識の向上を図ることができた。 ・新学校給食センターの基本構想及び基本計画を定め、実施設計の準備が整った。	・新学校給食センター建設に向けて、用地取得、ブル取壊、用地造成、実施設計を行う。 ・調理・配送業務の民間委託を決定し、細部についての調整を進める。	・新学校給食センターのような、ある程度のまとまった用地を市が購入する場合の土地購入単価の決定については、その単価が適正かどうかを判断するために、不動産鑑定に加えて、職員による庁内組織での検討を行ってはどうか。	

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容及び実施効果)	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)	
						23	24	25	26	27									
56		経常経費等の見直し	-	・予算編成時に、経常経費(旅費、需用費、役務費等)、市単独事業委託料、その他事務事業の見直しを行うことにより経費の削減に努める。	予算編成時に削減を行うことにより新たな事業費を生み出すことができる。 ※財政効果については別紙参照。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ＜平成24年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額＞ ・経常経費の削減:45,062千円 ・医師会・歯科医師会の謝礼等の見直し:2,334千円 ・上記以外の事務事業の見直し:6,157千円				＜平成25年度予算編成時の編成方針等に基づく削減額＞ ・経常経費の削減:7,193千円 ・事務事業の見直し:6,932千円				
57	④ 財政情報の公表と財務諸表による分析	広報・ホームページ等の活用による財政情報の提供	企画財政課	岩倉市財政状況の公表に関する条例の規定により財政状況を公表している。広報紙、ホームページには、予算の概要、決算状況(付属の主要施策報告書)、財務書類4表、財政健全化判断比率等を掲載している。この公表を図、表、用語解説等を付記し、よりわかりやすいものとしていく。また、会議等、機会を捉えて、財政状況等を提供していくとともに、それに対する意見の収集に努める。	行政施策の説明責任を果たすことを目的とした財政状況の公表により、市民等に、その状況を正しく、広く認識してもらうことができる。そのことで、市民信頼を深められ、市政への直接関与とともに、施策の可否や改善提案といった市政への間接参画の促進効果が期待できる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・広報には、4月15日、6月1日、11月15日号に財政状況を公表した。他市町の広報等を参考に表やグラフを工夫し、よりわかりやすく掲載した。 ・市民に、よりわかりやすくを考慮して、24年度予算の重点施策は、課別で公表した。 ・ホームページの岩倉の財政ページを随時更新した。 ・主要施策の成果報告書は、市民一人当たりの決算額を様式に付け加えた。25年度の予算説明書についても財務会計システムの更新もあり、事業ごとの、歳出科目等をわかりやすく改良した。また、新規主要事業説明書を作成し、ホームページに公表した。 【実施効果】 ・よりわかりやすくした広報での公表、改良した平成25年度の予算説明書、新規主要事業説明書をホームページで公表することで、事業の内容を正しく、広く認識してもらうことができるようにした。			・近隣市町との情報交換、市内の会議(例:自治基本条例審議会)等での意見収集に努め、公表内容、方法等の改良に努める。	・広報には、4月15日、6月1日、11月15日号に財政状況を公表した。他市町の広報等を参考に表やグラフを工夫し、よりわかりやすく掲載した。 ・ホームページでは、当初予算だけでなく、補正予算についても公表した。 ・11月15日号の広報及びホームページにて財務書類4表を公表した。 ・自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会ともに将来の財政見通しの記述を求められ、市民意向の把握ができた。	・市民意見を反映し、補正予算についても公表したことにより予算の状況をより正しく認識してもらうことができるようになった。 ・財務書類4表を公表することにより、市が保有する資産や負債の状況をより正確に認識してもらうことができるようになった。 ・自治基本条例審議会、行政経営プラン推進委員会ともに将来の財政見通しの記述を求められ、市民意向の把握ができた。	・財政状況の公表内容、方法については、情報交換、意見収集に努め、市民意見を反映し、よりわかりやすいものとなるよう引き続き改良を加えていく。 ・財務書類4表を公表するだけにとどまらず、経年比較等の分析を行い、市の財政状況をより正しく理解できるようにする。 ・市民の意見を反映できるように、市政モニター会議等で財政状況を説明し、意見収集に努める。		
58	(4) 組織力・職員力の向上	① 効果的・効率的な組織体制	秘書課	・職員へのアンケートの実施や組織機構検討委員会の設置並びに、市政モニターやインターネットなどを利用して、随時、市民からも意見を集約し、組織づくりを継続して検討する。組織目標の実現に向け、グループ制をさらに有効活用するとともに職員の適正配置に努める。また、各部署にまたがる課題について、特命課題として位置づけ、全庁的な取組体制を整備し推進する。	行政課題や市民ニーズに対応することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	【実績】 ・組織・機構検討委員会を4回開催した。また、企業誘致と人口増加策について研究するプロジェクトチームを設置した。 【実施効果】 ・より効率的な行政サービスを提供することができる組織を目指すとともに、より市民にわかりやすい組織にするため、組織・機構検討委員会において組織・機構の再編報告書を作成した。また、プロジェクトチームを設置し、課題解決に向けて協議・研究を行った。			・平成24年度の報告内容を基本とし、行政ニーズの高度化・多様化、また、地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲に対応する人員配置を含め、平成26年4月の組織・機構改革の再編に取り組む。また、企業誘致と人口増加策については、引き続き設置する。	・平成24年度の組織・機構検討委員会の報告内容を市長、副市長、教育長で構成する三役会で再検討した結果、総務部危機管理課を創設し、また部の新設については見送り、部の業務バランスなどから税務課を総務部から市民部へ異動する見直しを行うことにした。 ・協働のあり方検討委員会など2つのプロジェクトチームを新たに設置し、課題解決に向けて協議したほか、プロジェクトの設置に関する要綱を制定し、組織としての位置付けを明確にした。	・より効果的な行政サービスを提供することができる組織体制となった。 ・プロジェクトチームを設置し、課題解決に向けて協議・研究を行った。	・平成27年4月1日の組織機構改革に向けて、平成24年度の報告内容を基本とし、行政ニーズの高度化・多様化、また地方分権の進展に伴う国や県からの権限移譲に対応する人員配置と市民目線の組織体制に取り組みするため、組織機構検討委員会を開催する。 ・特定の行政課題を解決するためのプロジェクトチームを有効的に活用する。		

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)	
						23	24	25	26	27									
59	② 人材育成の推進	職員の能力開発	秘書課	・人材育成基本方針の策定とそれを具体化するための研修を実施すると同時に、人を育て、活力を生み出す職場づくりにも取り組む。また、職員提案や業務改善運動などにより、職員の意欲と能力が最大限に発揮できる環境づくりと提案等の実現に向かう仕組みづくりを整備する。	職員一人ひとりの能力開発、意欲の向上とその能力や可能性を引き出すことにより、組織としての総合力が高まる。	検討	検討	実施	実施	実施	(人材育成基本方針の策定)	【実績】 ・職員研修計画を基に、岩倉市独自の研修(18件、843人)及び派遣研修(54件、136人)を実施し、979人が受講した。 ・職員提案は21件の応募があった。また、業務改善運動は、32チームが改善に取り組んだ。 【実施効果】 ・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。岩倉市独自で実施した研修では、95%の受講者から「大変有意義であった。有意義であった」と回答があった。業務改善運動の市民へのPR方法を検討し、平成25年度から取り組むこととした。	・平成25年度は業務改善運動の発表会を区長に参観してもらおうとのことだが、さらに市民に見てもらう機会を増やすため、大きな会場かつ多数の参観に向けて検討すること。	・業務改善運動の発表会について、より多くの市民が参観できるような方法を検討すること。	・引き続き平成25年度研修計画を軸に、職員一人ひとりの資質向上に取り組む。 ・また、将来目指すべき職員像を明らかにし、その取り組み指針となる人材育成基本方針について、方針(案)を作成した。 ・創意工夫のある23件の職員提案があった。 ・業務改善運動は、32チームが取り組みを実施した。各部長から推薦を受けた6チームによる発表会には市議会議員や区長への参加を呼びかけ、121人(うち区長12人)の参観があった。	・研修等の実施により、職員の意識改革、スキルアップに繋がった。市独自研修では、87%の受講者から「大変有意義であった」と回答があった。 ・職員提案制度や業務改善運動の実施により、自ら課題を発掘し解決していく職員の育成に繋がった。	・平成26年度研修計画や職員提案制度を基に、職員一人ひとりの意識改革、スキルアップに取り組む。 ・全職員に意見を聞き、人材育成基本方針を策定する。 ・業務改善運動は、市民へPRする仕組みづくりを行うとともに、区長へ発表会への参加を呼びかける。また、同様の取り組みを行っている自治体に取り組み状況を調査する。		
60	③ 職員数の適正化	効果的・効率的な定員管理	秘書課	・官と民との役割分担の検討、再任用職員・嘱託職員・パート職員等の活用、高度な専門知識を持った人材の確保などを視野に入れた定員適正化計画を作成し、市民ニーズや業務量に見合った適正な職員数の管理に努める。	効果的・効率的な行政運営を行うことができる。	検討	検討	実施	実施	実施	(定員適正化計画の作成)	【実績】 ・平成24年4月1日現在の職員数は、368名であった。(平成24年4月1日の目標値373名) ・行政サービスが低下しないよう年度中に3名を採用した。また、年度末までに17名が退職したことに伴い、平成25年4月1日に19名の職員を採用することにした。 ・退職する職員の知識・経験を公務の場で活かしてもらうため、平成25年4月1日に10名の再任用職員を採用することにした。(平成24年4月1日は8人) ・職員の給与や人事制度の運営状況を広報やホームページで公表した。 【実施効果】 ・効果的・効率的な行政運営を行うための適切な職員配置を行うことができた。	・昭和40年代後半から50年代前半にかけて採用した職員が今後数年で定年退職を迎える。この中には高い専門性やノウハウを有している職員が多いので、若手職員に経験を受け継ぐ意味でも、再任用として活用してほしい。	・退職者の持つ高い専門性やノウハウを若手職員に受け継ぐ意味でも、再任用として活用を検討すること。	・平成26年4月の組織・機構改革の再編に合わせ、能力と実績に応じた適切な人員配置を行う。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	・平成25年4月1日現在の職員数は、373名であった。(職員採用計画の会議時の目標値は373人) ・33人の大幅な退職者があり、採用試験を2回実施し、平成26年4月1日に32人の職員を採用することにした。 ・21人の定年退職者のうち、平成26年4月1日に新たに7人(事務職1人、技術職3人、保育職2人、消防職1人)を再任用職員として採用することにした。	・適切な職員配置を行った。また、再任用制度を積極的に活用し、様々な職種において、知識と経験を有する人材を確保することができた。	・市の事務の業務量の積み上げなどを行い、職員数を算定する。 ・能力と実績に応じた適切な人員配置を行う。 ・引き続き、再任用制度を積極的に活用し、知識と経験を有する人材を確保し、人的資源の有効活用を図る。	・正規職員の他に嘱託職員、パート職員等がどの部署にどれだけ配置されているかの数字を示すこと。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
(平成24年度追加)																		
61	(2)より確かな市民協働の推進	③市民と行政の情報の共有	傍聴環境の向上 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 本会議及び委員会の傍聴者数の増加に取り組む。 市民に審議内容をより理解してもらうため、傍聴者用資料の作成、配布を検討し、市議会だよりやホームページを利用しての傍聴の呼びかけを行う。 委員会においては、第2・第3委員会室を1つの部屋として使用し、傍聴席を増設するなど、傍聴環境の整備について検討する。 	市民に広く周知することで、議会についてより関心を持っていただくことができる。	<p>検討 検討 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年3月定例会から、傍聴者用の資料を作成し、配布した。 広報いわくにも、定例会の日程を掲載した。 平成25年3月定例会の予算常任委員会において、第2・第3委員会室を1つの部屋として使用し、傍聴席を増設した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民に傍聴者用資料を渡したことにより、本会議での審議を理解していただく一助となった。 本会議傍聴者は、23年が117人、24年が123人となり6人の増、また、委員会傍聴者は、23年が22人、24年が29人となり7人の増となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 議会のしくみがわからない市民にもわかるように周知するべきである。(例えば、「〇月〇日議案質疑」では不十分であると思われる。) 		<ul style="list-style-type: none"> 傍聴者資料は、他市の例を研究し、改善していく。 議会基本条例第10条第3項に則し、最近の委員会において請願者の意見を聴く機会を多く取り入れていることから、請願者に多数の傍聴を呼びかけ、平成25年度は委員会の傍聴者を増やしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 開かれた議会における傍聴のあり方について、先進自治体の事例を参考にしながら検討した。 請願者に傍聴を呼びかける取組を行った。 会議資料を傍聴者用資料のダイジェスト版を作成し、提示する試みを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 検討した結果、岩倉市議会傍聴規則に規定する内容について、素案を作成することができた。 請願者に呼びかけた結果、13人の傍聴者があった。 25年についての傍聴者は、本会議が15人減の108人、委員会が3人減の26人となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 傍聴するとき、名前を書いてもらう手続をなくす。 写真・動画撮影等について、許可制から原則自由に変更する。 傍聴人に対し、資料を提示する。(岩倉市議会規則の全部改正による。) 本会議においても、傍聴人を増やすよう、市議会だよりなどに開かれた議会をアピールする。 	傍聴手続きを大幅に簡略化したことは、開かれた議会という観点で評価できる。				
62	(1)質の高い行政サービスの推進	②民間の積極的活用	みどりの家・希望の家・希望の指定管理者更新の検討 児童家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 地域交流センターみどりの家及び青少年宿泊研修施設希望の家については、平成21年度から指定管理者制度を導入している。指定期間は、平成25年度までとなり、利用者会議等によるモニタリングを実施しながら業務改善や平成26年度の次期指定に向けた検討を進める。 	民間活力の活用と利用者ニーズに合わせた施設の管理運営ができる。	<p>検討 実施 実施 実施</p> <p>→</p>	<p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりの家・希望の家の利用者会議に出席し、各施設の管理運営の状況等について、利用者の立場からの意見を聴いた。また、施設の利用者・利用形態などについて把握した。 本市の他施設や他自治体でのモニタリングの方法を参考に、みどりの家・希望の家にあったモニタリングの方法を研究した。 <p>【実施効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施設の利用対象として、みどりの家については多世代、地域、音楽関係の利用が、また、希望の家については、子どもに関わる団体や研修等での利用が多いなど、それぞれの自主事業も含めて利用の状況を把握することで、施設にあったモニタリングの方法を検討することができ、平成25年度の指定管理者更新に向けた準備を進めることができた。 		<ul style="list-style-type: none"> 6月…指定期間中に係るモニタリングの方針決定 7～8月…モニタリングの実施 9～10月…指定管理者更新の方針決定 12月…指定管理者の決定(議決) 	<ul style="list-style-type: none"> 〇モニタリング <ul style="list-style-type: none"> 7月～8月にかけてみどりの家、希望の家の管理運営状況についてのモニタリング(自己評価・利用団体ヒアリング・児童家庭課による評価)を実施した。 〇選定経過 <ul style="list-style-type: none"> (1)みどりの家 <ul style="list-style-type: none"> 7月：指定管理者選定委員会(部長職6人)設置。 8月：現指定管理者のモニタリング結果・意向等を踏まえ、次期指定管理の公募を決定。 10月：選定委員会による応募団体(3者)の審査・次期指定管理者候補者の決定。 (2)希望の家 <ul style="list-style-type: none"> 10月：指定管理者選定委員会(部長職6人)設置。 10月～11月：現指定管理者のモニタリング結果・意向等を踏まえ、任意指定により次期指定管理者候補者を決定。 	<ul style="list-style-type: none"> 両施設の指定管理についてモニタリング項目として明示することで、現指定管理者による施設管理の状況及び自己評価を確認・整理することができた。また、モニタリングに際して、利用団体の意見を聴取することで、現状に対する客観的な評価・ニーズの把握につなげていくことができた。 現指定管理者の意向も踏まえ、みどりの家の次期指定管理者については、新たな者とすることとしたが、公募としたことで、民間企業やNPO法人といった複数の団体から応募があり、施設の設置目的に沿った団体を選ぶことができた。 希望の家については、現状も踏まえ任意指定としたが、2期目として、さらに自主事業や利用ニーズにあった管理運営が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 両施設とも、利用者会議への出席やモニタリングを定期的に実施することで、利用ニーズの把握や管理運営状況の確認・評価を継続するとともに、これらの情報を指定管理者と共有していくことで、適切な管理運営に反映していけるよう、指定管理者の支援をしていく。 						

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
(平成25年度追加)																		
63	(1) 質の高い行政サービスの推進	④ 事業の見直しと再編	監査手法の標準化 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 2名の監査委員(識見者として選任した委員と議会から選出された委員)の交代、監査委員事務局職員の異動が続いている。そのため、監査の質的な均一化、人事異動による職員間の基礎知識の差異等の補完、事務の効率化を目的として監査種類ごとの着眼点をまとめたチェックシートを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査手法をマニュアル化することにより、監査経験の浅い監査委員や事務局職員でも必要な項目を漏れなくチェックすることができるように、人的異動による監査の質の低下を防ぐことができる。 	実施	実施	実施					<ul style="list-style-type: none"> 監査手法マニュアルを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 例月出納検査については、事務手続きの日程の設定方法や資料の作成・確認の方法についてのマニュアル、予算項目ごとの着眼点のチェックリストを作成した。 定期監査、工事監査については事務手続きの日程の自動設定ファイルの作成と着眼点のチェックリストを作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 監査の質の低下を防ぎ、質的な均一化や事務の効率化が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> 決算審査、健全化判断比率等審査、財政援助団体監査、住民監査請求のマニュアルを作成する。 		
64	(2) より確かな市民協力の推進	① 市民参加機会の拡大	市民参加や市民協働等を推進するための各種個別条例の制定 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度4月から施行している岩倉市自治基本条例に、市民参加に関する条例の制定について規定している。平成26年度に着手を予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民投票やパブリックコメントなどの市民参加の手續に関する一定のルールを明文化することにより、多様な市民参加機会の創出や、市民参加意識の高揚を図るとともに、行政の透明性も確保される。 	検討	検討	制定				<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例の審議会を設置したので、各種個別条例制定に向けて調査研究をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例審議会の中で、条例第10条第4項(市民参加と協働)及び第12条第2項(住民投票)について個別条例の制定について検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別条例について、市民参加と協働、住民投票の検討範囲や方向性についても市民参加で検討することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体や市民を含めた組織で、市民参加や協働、住民投票を含めた市民参加条例の制定にむけた検討組織を設置し、具体的に検討をしていく。 多くの市民の意向や提案を市政に反映させるため、委員会や意見交換会、ワークショップ等多様な方法・機会を充実していくとともに、重要な会議については、会議録等を市ホームページ等で速やかに公表していく。 			
65	(2) より確かな市民協力の推進	① 市民参加機会の拡大	委員選出における市民登録制度の実施 企画財政課	<ul style="list-style-type: none"> 自治基本条例検討委員会の委員について、市民アンケートの際に、市民の参加意向を聞いたものを元に選出した経緯があるが、制度設計を詳細にし、市役所全体で利用できる制度にする。 	<ul style="list-style-type: none"> より多くの参加機会を提供することにより、行政側としては、多種多様な意見を得ることができ、協働の幅が増える。市民側としては、まちづくりや市政に興味を持ち、行動につながる契機となることが期待できる。 	検討	実施	実施				<ul style="list-style-type: none"> 市民委員登録の制度化に向けて検討していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営プランのアンケート(対象者1,500人)及び市民意向調査(対象者4,000人)の際に、市民に対し、市政参加に関し意向を確認し、153人(行政経営プラン33人、市民意向調査120人)の登録があった。 自治基本条例審議会は、登録者リストから選任した2人の委員を含む10人で、市民委員登録制度についても検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営プラン推進委員会、自治基本条例審議会では、登録者から選任した委員から意見を聞くことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 行政経営プラン推進委員会の委員改選等に当たって、試行的に登録市民の中から選任を行う。また、市民参加条例の検討の中で、制度化に向けた議論も行っていく。 登録者リストについて、全庁的に周知を図っていく。 			

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)	
						23	24	25	26	27									
66	(2)より確かな市民協力の推進	②市民活動・市民協力の活性化 岩倉市食育推進計画の推進	商工農政課	・健全な食生活を実践することができる人間を育てるため、食育推進活動を進めている食生活改善推進員や保健推進員、各種団体等がより一層の連携を深めながら活動を行う。	・市民活動が活性化することで、岩倉市食育推進計画の目的が達成される。	実施	見直し	実施					・食育基本法では、農業者や食品関連事業者との連携協力や食の伝統文化などへの啓蒙などが幅広く謳われているが、栄養や学校教育ばかりが中心になっている傾向が全国的にある。農業者飲食店、食品業者等との連携協力などバランスを持って計画を立てられることを要望する。	・岩倉市食育推進計画の取組を検証するための組織を設置し、これまでの取組を検証するための準備を行う。	・給食センターや健康課の取り組みにより食育の推進を図ることが出来た。	・平成27年度から実施する岩倉市食育推進計画の策定組織を設置し、これまでの取組を検証した上で、農業者や飲食店等と連携・協力しながら、バランスのとれた計画の策定を行う。	・具体的な数値目標がないのであれば、もう少し大きな視点からの実績の記述であってもよい。		
67	(3)持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化 ジェネリック医薬品の推奨	市民窓口課	・政府がジェネリック医薬品の推奨を提唱しており、本市の国民健康保険被保険者に対してジェネリック医薬品への切り替えについて周知を図るもの。	・ジェネリック医薬品の価格が一般的に安くなっており、医療費の節約に役立ち国民健康保険の健全な運営を図ることができる。ただし、現時点ではジェネリック医薬品に切替えた事による節減額を算出する手段がなく、節減額の金額提示はできない。今後、国保連合会でシステム開発される見込み。	実施	実施	実施					・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知する。 ・保険証に添付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを配布する。	・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知した。 ・保険証に添付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを納付書(仮算定時)に同封し配布した。また、窓口でも配布した。 ・国保連合会の効果分析システムの利用が開始され、国保連合会から効果分析データが提供された。	・ジェネリック医薬品についての周知を図ることができた。 ・平成25年9月通知対象者(389人)の平成25年12月調剤分までの軽減効果額累計は88千円であった。	・ジェネリック医薬品に切り替えることができる人に対し、四半期ごとに、切り替えた場合の薬価の違いを提示する資料を通知する。 ・保険証に添付するジェネリック医薬品を希望する旨のシールを保険証の一斉更新時に同封し配布する。また、窓口でも配布する。 ・市広報等でジェネリック医薬品の周知を図る。	・ジェネリック医薬品がどのようなものであるか十分に周知するとともに、今後もさらなる啓発に努め、ジェネリック医薬品の使用率を高めること。		
68	(3)持続可能な財政基盤の確立	③歳出の効率化 振込組戻訂正手数料の削減	会計課	・公金を振り込む場合手数料は発生しないが、振込口座を誤ったため再振込になる場合、現在は無料ですが、平成26年度からは1件につき840円徴収される予定である。そのため、振込誤りを減少させる取り組みをするもの。	・平成24年度の訂正件数は270件であり、1件当たりの単価を840円とすると226,800円となる。 ・訂正件数を半減できれば、113,400円の発生が抑制されることになる。	検討	実施	実施					・振込組戻手数料の支払いがなくなるように、担当課の協力を得ながら取組を進めること。	・振込み誤りが発生した状況を分析し、対策を講ずることにより、振込組戻手数料の支払いを最小限にとどめること。	・起票する担当者については、振込み口座を誤ることにより手数料が発生する予定であることへの認識がないと思われる。所属長を通じて注意喚起(通知メール)をすることによりコスト意識を促す。(確認方法の例として、新規の場合は、通帳等で口座番号を確認すれば誤りはなくなると思われる。) ・どのような場合に誤りが発生しやすいか、発生事例を分析し、対象部署に注意する事により減少に役立てる。 ・年間の実績をまとめ報告する。(各課の改善意識を高める)	・再振込みとなった場合には、その都度口頭での注意喚起に努めた。 ・振込先口座の確認の徹底について所属長に通知した。 ・再振込となったものを内容、理由とともに所属別にまとめた。 ・振込み誤りの理由で一番多かったのは「口座名相違」によるもので、全体の38%、次いで「口座なし」が22%、「口座番号相違」が18%を占めた。月別で見ると4月が全体の15%、5月が17%で、この2月間で全体の32%を占めた。	・平成25年度の訂正件数は273件。 ・平成24年度より3件増加したが、振込誤りは年度初めの4月～5月に集中した。	・平成26年度については再振込に係る手数料は徴収されないことになったが、平成27年度以降に徴収される可能性があるため、引き続き振込み誤りを減少させる取り組みをしていく。 ・所属別の再振込件数、内容を報告して改善意識を高めていく。	・振込み誤りとなった元のデータを訂正しないままであると、次も同じ誤りをする可能性があるため、元のデータの訂正も確認すること。

No.	行政経営プランの位置づけ	取組業務	所管課	取組内容	効果見込	年度目標					平成24年度の実績(実施内容)及び実施効果	行政経営プラン推進委員会からの意見(平成25年8月)	行政改革推進本部からの指示事項(平成25年10月)	平成25年度の計画	平成25年度の実績(実施内容)	平成25年度の実施効果	平成26年度の計画	推進委員会からの報告(平成26年9月)
						23	24	25	26	27								
(平成26年度追加)																		
69	(1) 質の高い行政サービスの推進	① 行政サービスの向上	業務継続計画(BCP)の策定	危機管理課	・災害発生時に市民の生命、身体及び財産を保護し、社会機能を維持するために優先して実施する非常時優先業務を効率的に遂行する上で必要な資材の準備や対応方針・手段を定め、かつ、早期復旧を図るための業務継続計画(BCP)を策定する。	・市民の生命・財産を守り、日常生活の早期復帰を図ることができる。											・業務継続計画(BCP)を策定する。	・災害など予期せぬ事態に備え、BCPは早急に作成すべきである。
70	(1) 質の高い行政サービスの推進	② 民間活力の積極的活用	民間企業(福祉施設を含む)等との災害時応援協定の締結	危機管理課	・民間企業(福祉施設を含む)等との災害時応援協定の締結する。	・大規模災害時における食料、水、生活必需品の調達及び被災者の救出並びに避難施設の提供が容易にできる。			2事業所と締結	2事業所と締結							・福祉避難所を確保するために、市内の介護老人施設と協定を締結する。 ・災害時における放送要請の協定をケーブルテレビ会社と締結する。	
71	(2) より確かな市民協働の推進	② 市民活動・市民協働の活性化	コミュニケーション支援の充実	介護福祉課	・手話通訳・要約筆記の派遣など、障害の特性に応じたコミュニケーション支援の充実を図るため、平成25年度から手話奉仕員養成講座を市主催で実施し、担い手となる手話奉仕員の養成を行うとともに、社会福祉協議会が実施する要約筆記入門講座への協力を行う。	・手話奉仕員、要約筆記従事者が市内に増えることで、障害のある人の積極的な社会参加の促進につながる。 【実績】 平成24年度 ・手話奉仕員養成講座(基礎課程)12人 ・要約筆記入門講座4人 ※いずれも社会福祉協議会主催 平成25年度 ・手話奉仕員養成講座(入門課程)11人 ・要約筆記入門講座4人 ※手話奉仕員養成講座は平成25年度から市主催。			実施	実施						・手話奉仕員養成講座(基礎課程)を市主催で開催する。(定員20人 。9月～2月までの毎週木曜日 午後7時～9時《全23回》) ・要約筆記入門講座を社会福祉協議会の主催で開催する(定員10人、9月～11月までの毎週月曜日 午後1時～4時《全5回》)	・市民が目の不自由な人に対して声かけしやすくなるような環境づくりに努めてほしい。	
72	(3) 持続可能な財政基盤の確立	② 歳入確保の強化	受益者負担の適正化	企画財政課	・消費税増税(10%)に合わせ、使用料、手数料、負担金等についての見直し・検討を行い、市としての方向性を決める。	必要なサービスをその受益に応じた費用負担によって持続的に提供する。			検討	実施							・他市町の動向、関係各課の実態を調査する。	